

# あきた

秋田市山王一丁目1番1号  
発行所 秋田市総務部文書法制課  
電話 018-888-5427

秋田市旭北錦町3番50号  
印刷所 株式会社 三戸印刷所  
電話 018-823-5351

## 目 次

### 条 例

- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第41号）…………… 2
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第42号）  
…………… 3

### 規 則

- 秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第48号）  
…………… 3

### 教 委 規 則

- 秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則（第5号）…………… 4
- 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則（第6号）  
…………… 4
- 秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および秋田市女性学習センター管理運営規則を廃止する規則（第7号）…………… 4

### 公 平 委 規 則

- 秋田市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則（第3号）…………… 4
- 秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則（第4号）…………… 4
- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則（第5号）  
…………… 5

### 教 委 訓 令

- 秋田市女性学習センター運営委員会規程を廃止する訓令（第3号）…………… 6

### 告 示

- 御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務の委託について（第116号）…………… 6
- 平成28年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について（第117号）…………… 6
- 秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務の委託について（第118号）…………… 6
- 一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務の委託について（第119号）…………… 6
- 出納員および現金取扱員の委任等について（第120号）…………… 7
- 秋田市保健所取扱手数料の徴収事務の委託について（第121号）  
…………… 9

- 犬の登録手数料の徴収事務の委託について（第122号）…………… 9
- 狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務の委託について（第123号）…………… 9
- 一般廃棄物処理手数料の徴収事務の委託について（第124号）  
…………… 9
- 空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務の委託について（第125号）…………… 9
- 秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務の委託について（第126号）…………… 10
- 指定地域密着型サービス事業者の指定について（第127号）  
…………… 10
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第128号）…………… 10
- 特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認について（第129号）…………… 10
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について（第130号）…………… 11
- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第131号）…………… 11
- 平成27年度固定資産税納税通知書の公示送達について（第133号）…………… 11
- 秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務の委託について（第134号）  
…………… 11
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第135号）…………… 16
- 地積調査事業の実施について（第136号）…………… 16
- 中央市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務の委託について（第137号）…………… 16
- 生活保護法による介護機関の指定、変更、休止および廃止について（第138号）…………… 16
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第139号）…………… 17
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第140号）…………… 17
- 放置自転車等の撤去および保管について（第141号）…………… 17
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止について（第142号）…………… 18
- 平成25年度、平成26年度および平成27年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第143号）…………… 18
- 指定居宅サービス事業者および介護予防サービス事業者の指定について（第144号）…………… 18
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第145号）…………… 18
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第146号）…………… 18
- 平成27年度後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について（第147号）…………… 18
- 差押調書謄本および配当計算書の公示送達について（第148号）  
…………… 19
- 生活保護法による介護機関の指定および廃止について（第149号）…………… 19

- 粗大ごみ用証紙売りさばき人の指定について（第150号） …19
- 特定計量器検査手数料の徴収事務の委託について（第151号） …19
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第152号） …19

**教 委 告 示**

- 秋田市教育委員会定例会の招集について（第7号） …19

**選 管 告 示**

- 雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理人ならびに選挙立会人の選任について（第3号） …20
- 雄和中央土地改良区総代の任期満了による総選挙について（第4号） …20
- 平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において当選した者の氏名および住所について（第5号） …20
- 平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙において、当選証書を付与した当選人の氏名および住所について（第6号） …21

**雄中選挙長告示**

- 平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における候補の受付事務を行う場所および日時について（第1号） …22
- 平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における候補者の届出について（第2号） …22
- 平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙の第1選挙区について（第3号） …23
- 平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙の第2選挙区について（第4号） …23
- 平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙の第3選挙区について（第5号） …23
- 平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙区における選挙会の場所および日時について（第6号） …23

**農 委 告 示**

- 秋田市農業委員会総会の招集について（第4号） …23

**上下水道局告示**

- 指定排水設備工事業者の休止について（第17号） …23
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第18号） …23
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第19号） …24
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第20号） …24
- 指定排水設備工事業者の廃止について（第21号） …24

**公 告**

- ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b 感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘および高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について …24
- 公募型プロポーザルの実施について …41
- 公募型指名競争入札の実施について …42
- 入札参加希望者の公募について …43
- 秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日について …44
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届

- 出について …44
- 開発行為に関する工事の完了について …44
- 予防接種法による定期予防接種について …44
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について …45
- 建築基準法による道路の指定について …46
- 農用地利用集積計画の策定について …46
- 許可した開発行為に関する工事の完了について …46
- 秋田県取用委員会から裁決申請書の提出があった旨の通知について …46

**上下水道局公告**

- 受益者負担金の賦課対象区域について …46

**条 例**

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

**秋田市条例第41号**

秋田市市税条例の一部を改正する条例

附則第6条の8の2第4項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第7号」に改め、同条第12項を同条第16項とし、同条第11項を同条第14項とし、同項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第42項に規定する条例で定める割合は、5分の4とする。

附則第6条の8の2中第10項を第13項とし、第9項を第12項とし、第8項を第9項とし、同項の次に次の2項を加える。

10 法附則第15条第33項第1号イおよびロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

11 法附則第15条第33項第2号イ、ロおよびハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の8の2中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の8の3第8項第5号中「費用」の次に「および令附則第12条第36項に規定する補助金等」を加える。

**附 則**

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第6条の8の2第7項の規定は、この条例の公布の日（以下「公布日」という。）以後に新たに取得され、又は改良される地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第29項に規定する償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第6条の8の2第10項の規定は、公布日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第1号イおよびロに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

- 4 新条例附則第6条の8の2第11項の規定は、公布日以後に新たに取得される新法附則第15条第33項第2号イ、ロおよびハに規定する設備に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 5 新条例附則第6条の8の2第15条の規定は、公布日以後に新たに取得される新法附則第15条第42項に規定する家屋および償却資産に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 6 新条例附則第6条の8の3第8項第5号の規定は、公布日以後に改修される新法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修住宅又は同条第10項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第42号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項ただし書中「17万円」を「19万円」に改める。

第18条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第2号中「26万円」を「26万5,000円」に改め、同条第3号中「47万円」を「48万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月19日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第48号

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則（平成27年秋田市規則第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号ア中「この条において同じ。）のうち最年長者をいう。以下この条において」を「同じ。）のうち最年長者をいう。以下」に改め、同号イ中「この条において」を削り、「ウおよび次号において」を「以下」に改める。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、同条の前に次の1条を加える。

（複数の特定被監護者等がいる支給認定保護者に係る特例）  
 第4条 特定被監護者等（政令第14条の2第1項に規定する特定被監護者等をいう。以下この条において同じ。）が2人以上いる場合の支給認定保護者に係る次の各号に掲げる支給認定子どもに関する利用者負担額の額は、別表第1又は別表第2における階層区分の決定に係る所得割の額が、1号認定子どもにあつては77,101円未満、2号認定子ども又は3号認定子どもにあつては57,700円未満であるときは、前2条の規定にかかわらず、当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）とする。

- (1) 次のア又はイに掲げる支給認定子ども 当該支給認定子どもに関して別表第1および別表第2に基づき算定した額に100分の50を乗じて得た額
    - ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうち小学校就学前子ども以外の者が1人のみである場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども
    - イ 支給認定保護者に係る全ての特定被監護者等が小学校就学前子どもの場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども
  - (2) 次のアからウまでに掲げる支給認定子ども 零
    - ア 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者が2人以上いる場合における最年長負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども
    - イ 支給認定保護者に係る特定被監護者等のうちに小学校就学前子ども以外の者がいる場合における負担額算定基準小学校就学前子どもである支給認定子ども
    - ウ 負担額算定基準子ども（最年長負担額算定基準小学校就学前子どもおよび負担額算定基準小学校就学前子どもを除く。）である支給認定子ども
- 2 支給認定保護者の属する世帯が別表第1の備考の3の(1)から(3)までに掲げる世帯の場合における当該支給認定保護者に関する前項の規定の適用については、同項中「1号認定子どもにあつては77,101円未満、2号認定子ども又は3号認定子どもにあつては57,700円未満」とあるのは「77,101円未満」と、「当該各号に定める額（その額に10円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額）」とあるのは「零」とする。  
 別表第1の備考の3の表中「13,170」を「6,580」に改める。  
 別表第2の備考の6に次のただし書を加える。

ただし、D4階層は、当該決定に係る所得割の額が77,101円未満である場合に限る。

別表第2の備考の6の表中備考以外の部分を次のように改める。

階層 区分	利用者負担額（月額）	
	3号認定子ども	2号認定子ども
B	円	円
	0	0
	0	0
C1	6,420	5,930
	6,320	5,830
C2	7,490	6,920
	7,370	6,810
C3	8,160	7,750
	8,020	7,620
D1	9,000	8,370
	8,850	8,230



D 2	10,500	10,190
	10,320	10,020
D 3	10,800	10,530
	10,620	10,350
D 4	12,150	11,510
	11,940	11,320

別表第3中「第4条関係」を「第5条関係」に改める。  
別記様式中「第6条関係」を「第7条関係」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

- 2 改正後の秋田市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則の規定は、平成28年4月分の利用者負担額の額から適用し、同年3月分までの利用者負担額の額については、なお従前の例による。

## 教 委 規 則

秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月8日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

**秋田市教委規則第5号**

秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会事務局設置規則（昭和31年秋田市教委規則第2号）の一部を次のように改正する。

「秋田市山王二丁目1番53号」を「秋田市山王一丁目1番1号」に改める。

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月8日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

**秋田市教委規則第6号**

秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市教育委員会行政組織規則（平成3年秋田市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第14号を同項第15号とし、同項第13号中「勤労青少年ホーム、女性学習センター、公民館、」を「公民館および」に改め、同号を同項第14号とし、同項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 青少年および女性を主体とした各種講座、講習会等の開催に関すること。

第13条から第17条までを次のように改める。

第13条から第17条まで 削除

第18条第1項第7号中「中央公民館」を「北部公民館」に改め、同条第2項の表秋田市港北会館の項を削る。

第27条第1項の表第4号および第2項の表第7号中

太平山自然学習センター  
 勤労青少年ホーム  
 女性学習センター
 
     
 を
     
 
 太平山自然学習センター
 
     
 に改

める。

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および秋田市女性学習センター管理運営規則を廃止する規則をここに公布する。

平成28年4月8日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

**秋田市教委規則第7号**

秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および秋田市女性学習センター管理運営規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則（昭和40年秋田市教委規則第6号）
- (2) 秋田市女性学習センター管理運営規則（平成10年秋田市教委規則第5号）

附 則

この規則は、平成28年5月6日から施行する。

## 公 平 委 規 則

秋田市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月11日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

**秋田市公平委員会規則第3号**

秋田市職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員からの苦情相談に関する規則（平成17年秋田市公平委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第4条第3項中「秋田市職員の不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月13日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

**秋田市公平委員会規則第4号**

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和45年秋田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正す

る。

第15条の見出しを「(裁決)」に改め、同条第1項中「すみやかに判定を行ない」を「速やかに裁決を行い」に改め、「又は決定書(以下「判定書」という。)」を削り、同条第2項各号列記以外の部分中「判定書」を「裁決書」に改め、同項第1号および第3号中「判定」を「裁決」に改め、同条第3項中「判定書」を「裁決書」に、「判定」を「裁決」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

第17条第1項第1号および第3号、同条第2項ならびに同条第4項第2号中「判定」を「裁決」に改める。

第21条第1項中「の判定」を「の裁決」に、「かえて新たに判定を行わなければ」を「代えて新たに裁決を行わなければ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年4月15日

秋田市公平委員会

委員長 山 本 尚 子

秋田市公平委員会規則第5号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

第1条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年秋田市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項本庁機関の項中「危機管理監」を「危機管理監 協働・分権統括監」に、「報道官 担当官」を「報道官」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

工事検査室 室長 主席専門検査員 専門検査員	を
---------------------------	---

工事検査室 室長 参事 副参事	に、
--------------------	----

番号制度導入推進室 室長 参事 副参事 東京事務所 所長	を
---------------------------------------	---

番号制度推進室 室長 参事 副参事 東京事務所 所長 秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副参事 動物園 事務長 参事 副参事 秋田城跡歴史資料館 事務長 副参事 千秋美術館 事務長 参事 赤れんが郷土館 事務長	に、
--	----

民族芸能伝承館 事務長
佐竹史料館 事務長 副館長
文化会館 事務長 参事 副参事

秋田市民交流プラザ管理室 プラザ管理室長 副参事
斎場 斎場長
連絡所 所長

男女共生・女性会議推進室 室長 副参事
連絡所 岩見三内連絡所長

母子生活支援施設 施設長
保育所 土崎保育所長

保育所 河辺保育所長
---------------

動物園 事務長 副参事
中央卸売市場 市場長 室長
園芸振興センター 所長

中央卸売市場 市場長 室長 副参事
園芸振興センター 所長 副参事

に改め、同表教育委員会の項事務局の項中「参事 所長」を「参事」に、「課長補佐 副所長」を「課長補佐」に改め、同表教育委員会の項教育機関の項中

自然科学学習館 館長	を
---------------	---

自然科学学習館 館長 副館長	に、
-------------------	----

中央図書館明德館河辺分館 分館長
千秋美術館 館長 副館長 事務長 副参事
赤れんが郷土館 館長 副館長 事務長 参事 副参事

民俗芸能伝承館 館長 副館長 事務長 参事 副参事
佐竹史料館 館長 副館長 事務長 副参事
文化会館 館長 副館長 事務長 参事 副参事

中央図書館明德館河辺分館 分館長
---------------------

に改め、同表選挙管理委員会事務局の項中「参事」を「参事副参事」に改め、同表の備考の2中「、室および秋田城跡調査事務所」を「および室」に改める。

第2条 管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表市長の補助機関の項本庁機関の項中「危機管理監 協働・分権統括監」を「危機管理監」に改め、同表市長の補助機関の項所属機関の項中

市民サービスセンター 所長 副所長 副参事
--------------------------

を

市民サービスセンター 協働・分権統括監 所長 副所長 担当課長 副参事
--

に改め、同表教育委員会の項教育機関の項中

自然科学学習館 館長
勤労青少年ホーム 所長 副所長 副参事
女性学習センター 所長 副所長 副参事

を

自然科学学習館 館長
---------------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年5月6日から施行する。

## 教 委 訓 令

### 秋田市教委訓令第3号

教 育 委 員 会  
関 係 各 所

秋田市女性学習センター運営委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成28年4月8日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 か お り

秋田市女性学習センター運営委員会規程を廃止する訓令

秋田市女性学習センター運営委員会規程（平成10年秋田市教委訓令第1号）は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成28年5月6日から施行する。

## 告 示

### 秋田市告示第116号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、御所野近隣公園野球場等の使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 徴収業務名

- (1) 御所野近隣公園野球場
- (2) 御所野近隣公園テニスコート
- (3) 御所野総合公園テニスコート

#### 2 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人 秋田市総合振興公社  
理事長 佐 藤 隆 幸

#### 3 委託期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

### 秋田市告示第117号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）第410条第1項の規定によって決定した平成28年度固定資産の価格等のすべてを固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

### 秋田市告示第118号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋操近隣公園テニスコート使用料の徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 受託人の住所および氏名

秋田市泉中央二丁目27番28号  
有限会社本間酒店  
代表取締役 本 間 賢

#### 2 委託期間

平成28年4月1日から同年11月30日まで

### 秋田市告示第119号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一つ森公園テニスコートほかの使用料徴収業務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 徴収業務名

- (1) 一つ森公園テニスコート
- (2) 一つ森公園コミュニティ体育館
- (3) 一つ森公園弓道場
- (4) 雄物川河川緑地テニスコート

- (5) 雄物川河川緑地野球場
- 2 受託人の住所および氏名  
秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝 1 番地 1  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 佐藤 隆 幸
- 3 委託期間  
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第120号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次表右欄に掲げるものについては、それぞれ当該左欄に掲げる課所室に所属する出納員および現金取扱員に委任し、又は再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

課所室	委任事務
文書法制課	「秋田市史」その他書籍頒布料等の収納に関する事務ならびに情報公開・個人情報保護および特定歴史公文書等の利用に関する費用の徴収についての事務
財産管理活用課	財産管理活用課において取扱う財産売払い収入、財産貸付収入金の収納に関する事務。市庁舎の公衆電話使用料の収納に関する事務。市庁舎内において拾得した金銭にかかる返還金の収納に関する事務
市民税課	市民税課および資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料、納税証明書交付手数料の収納に関する事務。市民税課で取り扱う標識弁償金の収納に関する事務。市民税課および資産税課で取り扱う釣銭の出納保管に関する事務
資産税課	資産税課で取り扱う諸証明書交付手数料および納税証明書交付手数料の収納に関する事務
納税課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
特別滞納整理課	市税、本市において徴収すべき県民税、国民健康保険税、公課およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険税およびこれらに附帯する収入金に関する事務
地籍調査室	都市再生街区公共基準点謄本手数料の収納に関する事務
観光振興課	秋田市雄和高尾山レクリエーション施設の公衆電話使用料の収納に関する事務
赤れんが郷土館	赤れんが郷土館観覧料、図録頒布収入、資料頒布収入および公衆電話使用料の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
民俗芸能伝承館	民俗芸能伝承館観覧料、使用料、旧金子家住宅使用料および資料頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
スポーツ振興課	市立体育館、附属地の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務。八橋運動公園内の施設、附属地の使用料の収納に関する事務。北野田公園体育施設および附属地の使用料の収納に関する事務。市営運動場および公衆電話使用料の収納に関する事務。雄和B&G海洋センターの使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
大森山動物園	大森山動物園の入園料、図録頒布収入、えさやり体験収入、寄附金の収納に関する事務
秋田城跡歴史資料館	秋田城跡歴史資料館の観覧料の収納に関する事務。図書頒布等収入および釣銭の出納保管に関する事務
千秋美術館	美術館観覧料、図録頒布収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
佐竹史料館	佐竹史料館、久保田城御隅櫓、旧黒澤家住宅の観覧料の収納に関する事務。図録頒布等収入、望遠鏡利用収入の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
文化会館	文化会館使用料、公衆電話使用料、複写機等使用料および釣銭の出納保管に関する事務
生活総務課	地縁による団体認可証明手数料の収納に関する事務。市営墓地管理手数料の収納に関する事務。市営墓地使用許可証の再交付手数料の収納に関する事務。斎場におけるさい銭の収納に関する事務。公衆電話使用料の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。複写機使用料等の収納に関する事務
市民課	戸籍諸手数料、住民基本台帳関係諸手数料、印鑑証明手数料、印鑑登録証交付手数料、自動車臨時運行許可手数料、電子証明書発行手数料その他市民課所管に係る証明手数料の収納に関する事務。前納に係る斎場使用料の収納に関する事務。郵便請求による金券の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
国保年金課	国保税、市税、本市において徴収すべき県民税およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。他の地方公共団体から徴収嘱託を受けた収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務。市税その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務。国民健康保険に係る諸証明手数料の収納に関する事務。国民健康保険診療報酬の不当利得および第三者行為に係る収入金の収納に関する事務



後期高齢医療課	本市において徴収すべき後期高齢者医療保険料およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務。滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務。その他所管に属する収入金の領収済通知書および領収書の保管に関する事務
駅東サービスセンター	各種証明書交付手数料および市税等の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
市民相談センター	コインコピー機に関する費用の徴収についての事務。計量検査手数料の収納に関する事務
北部市民サービスセンター	北部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
外旭川地域センター	外旭川地域センターにおける手数料および使用料の収納に関する事務。外旭川地区コミュニティセンターの公衆電話使用料の収納に関する事務
上新城地域センター	上新城地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
金足地域センター	金足地域センターにおける手数料、使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
西部市民サービスセンター	税、手数料、使用料その他の市の歳入金および歳入歳出外現金ならびに返還金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務。総務手数料の収納に関する事務
河辺市民サービスセンター	河辺市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
雄和市民サービスセンター	雄和市民サービスセンターにおいて取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金および歳入歳出外現金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
南部市民サービスセンター	南部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務手数料の収納に関する事務。税、手数料、使用料、その他歳入金、歳入歳出外現金および返還金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
東部市民サービスセンター	東部市民サービスセンターにおいて取り扱う総務使用料、交付手数料および諸収入の収納に関する事務
岩見三内連絡所	岩見三内連絡所において取り扱う税、手数料、使用料およびその他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
大正寺連絡所	大正寺連絡所において取り扱う税、手数料、使用料その他の歳入金の収納に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
福祉総務課	災害援護資金貸付元利収入の収納に関する事務。老人福祉センターおよび河辺総合福祉交流センターの公衆電話利用料の収納に関する事務
障がい福祉課	心身障害者居室整備資金貸付元利金および身体障害者、知的障害者保護費負担金の収納に関する事務。福祉医療費の第三者行為、不当利得、不正利得および高額療養費の収納に関する事務
長寿福祉課	高齢者住宅整備資金貸付元利金の収納に関する事務。老人保護費負担金の収納に関する事務。生活支援ハウス利用収入の収納に関する事務
保護第一課	有価証券の収納保管に関する事務。行旅人の旅費等に関する事務
保護第二課	行旅人の旅費等に関する事務
介護保険課	介護保険料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収納に関する事務。釣銭の収納保管その他所管に属する収入金の領収済通知書、領収書の保管に関する事務。介護給付の不当利得および第三者行為に係る収入金等の収納に関する事務
衛生検査課	抑留犬の返還に関する費用および抑留犬の飼養管理費の徴収に関する事務。釣銭の収納保管に関する事務
子ども総務課	母子父子寡婦家庭住宅整備資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付元利金、母子父子寡婦福祉資金貸付金返還金、母子父子寡婦福祉資金貸付金違約金、助産施設負担金、母子生活支援施設負担金および児童扶養手当の返還金の収納に関する事務。土崎ポートハイムの公衆電話使用料、洗濯機使用料および光熱水費の収納に関する事務
子ども育成課	児童館、児童センター、児童室の公衆電話使用料の収納に関する事務。保育料ならびに滞納処分等に係る徴収金の収入に関する事務。各保育所の保育料、電話使用料の収納に関する事務
環境総務課	事業系ごみ処理手数料、家庭ごみ処理手数料、廃棄物処理業等手数料、電話料等およびこれらに附帯する収入金の収納に関する事務
環境都市推進課	粗大ごみ収集運搬処理手数料および粗大ごみ用証紙収納保管に関する事務
市場管理室	秋田市中心卸売市場および秋田市公設地方卸売市場の駐車場使用料等の収納に関する事務
園芸振興センター	加工研修室の使用料の収納に関する事務
産業企画課	産業企画課における諸証明手数料の収納に関する事務。農林水産施設および園芸振興センター内の6次産業化加工研修室の使用料の収納に関する事務
農業農村振興課	農業農村振興課における諸証明手数料の収納に関する事務



公園課	公園地使用料および千秋公園駐車場使用料の収納に関する事務。太平山リゾート公園における公衆電話使用料の収納に関する事務。寄附金（千秋公園さくらファンド）の収納に関する事務。秋操近隣公園テニスコート使用料の収納に関する事務
都市総務課	都市整備部に係る諸証明手数料（住宅整備課を除く。）および入札保証金の収納に関する事務。土地売払収入の徴収に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
都市計画課	都市計画図等売払収入、屋外広告物等申請手数料の収納、屋外広告業登録申請手数料の収納および開発許可等申請手数料の収納に関する事務
建築指導課	建築申請手数料等の収納に関する事務
住宅整備課	住宅使用料、分譲住宅敷地転賃料、駐車場使用料および諸証明手数料の収納に関する事務
会計課	有価証券の出納保管に関する事務
農業委員会事務局	農業手数料および諸証明手数料の収納に関する事務
教委・総務課	各小中学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
中央公民館	中央公民館の使用料の収納に関する事務
南部公民館	南部公民館の使用料および公衆電話使用料の収納に関する事務
北部公民館	北部公民館の使用料の収納に関する事務
太平山自然学習センター	太平山自然学習センター使用料および電話利用収入の収納に関する事務。釣銭の出納保管に関する事務
中央図書館明徳館	中央図書館明徳館の公衆電話利用料、複写機利用料およびマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務
土崎図書館	土崎図書館の公衆電話使用料および複写機利用料の収納に関する事務
新屋図書館	新屋図書館の公衆電話使用料の収納に関する事務。新屋図書館のマイクロフィルム複写代金の収納に関する事務。新屋図書館の複写機利用代金の収納に関する事務
秋田商業高等学校	秋田市立秋田商業高等学校の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務。公衆電話使用料の収納に関する事務
御所野学院高等学校	秋田市立御所野学院高等学校の授業料および入学金の収納に関する事務。秋田市立御所野学院高等学校の公衆電話使用料の収納に関する事務
美術大学附属高等学院	秋田公立美術大学附属高等学院の授業料、入学検定料および入学金の収納に関する事務

秋田市告示第121号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市保健所取扱手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市八橋南一丁目8番3号  
秋田食品衛生協会  
会長 浅 利 勇

秋田市告示第122号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、犬の登録手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号  
公益社団法人 秋田県獣医師会  
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第123号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市中通六丁目7番9号  
公益社団法人 秋田県獣医師会  
会長 砂 原 和 文

秋田市告示第124号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、一般廃棄物処理手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人秋田市総合振興公社  
理事長 佐 藤 隆 幸

2 委託の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第125号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、空きびん・空き缶等の単価契約・引渡し事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 受託人の住所および氏名

秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1番地1  
公益財団法人秋田市総合振興公社

理事長 佐藤 隆 幸

2 委託の期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

秋田市告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市史の販売および販売に係る収入金の徴収事務を次の者へ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市千秋城下町6番1号	株式会社加賀谷書店 代表取締役 加賀谷龍二
秋田市卸町三丁目7番2号	秋田協同書籍株式会社 代表取締役 柳原知明
秋田市旭南一丁目6番5号	海青舎 代表 三浦正宏
能代市畠町7番31号	合資会社一長堂 代表社員 嶋田マサ
東京都千代田区神田神保町二丁目2番地22	株式会社六一書房 代表取締役 八木唯史
秋田市山王四丁目1番1号	有限会社太田書店 代表取締役 太田盟子

秋田市告示第127号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
医療法人久幸会	療養通所介護センター矢留の里	秋田市千秋矢留町6番25号	平成28年4月1日	地域密着型通所介護

秋田市告示第128号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社シダー	ラ・ナシカあきた	秋田市東通四丁目4番13号	平成28年3月31日	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護

株式会社総合医療福祉サービス	療養通所介護センター矢留の里	秋田市千秋矢留町6番25号	平成28年3月31日	通所介護
社会福祉法人秋田市社会福祉協議会	秋田市社協訪問入浴事業所	秋田市八橋南一丁目8番2号	平成28年3月31日	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
有限会社藤翔	こまちサポート	秋田市新屋大川町25番32号	平成28年3月31日	福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売
秋田医療福祉株式会社	ヘルパーステーション秋田中通り	秋田市中通三丁目2番27号	平成28年3月31日	訪問介護、介護予防訪問介護

秋田市告示第129号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項および第29条第1項の規定に基づき、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者を次のとおり確認したので、同法第41条および第53条の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

1 特定教育・保育施設の種類、名称および所在地ならびに当該特定教育・保育施設の設置者の名称

施設の種類	施設の名称	施設の所在地	設置者の名称
保育所	サン・パティオおおまち保育園	秋田市大町一丁目2番7号	社会福祉法人山栄会
保育所	将軍野幼稚園附属キッズステーションしょうぐんの	秋田市将軍野青山町9番17号	学校法人加賀谷学園
保育所	聖園学園短期大学附属みそのベビー保育園	秋田市保戸野すわ町1番58号	学校法人聖園学園
保育所	ナーサリー土崎	秋田市土崎港中央六丁目10番6号	社会福祉法人翼友会
保育所	白百合いずみ保育園	秋田市泉中央五丁目6番1号	社会福祉法人白百合保育園
保育所	かわぐち保育園	秋田市榎山登町10番50号	社会福祉法人秋田県母子寡婦福祉連合会
保育所	くれよんハウス	秋田市保戸野千代田町10番41号	有限会社くれよんハウス・コーポレーション

保育所	すくすく保育園	秋田市千秋矢留町2番8号	株式会社千秋矢留会
認定こども園	港北幼稚園	秋田市土崎港北三丁目1番20号	学校法人港北学園
認定こども園	認定こども園ルーテル愛児幼稚園	秋田市新屋表町8番19号	学校法人児童福音学園
認定こども園	幼稚園型認定こども園ひかり幼稚園	秋田市泉中央三丁目2番1号	学校法人バプテスト学園

2 特定地域型保育事業所の種類、名称および所在地ならびに当該特定地域型保育事業者の名称

事業の種類	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称
小規模保育事業	きらきら保育園秋田駅前	秋田市中通四丁目17番15号	株式会社JAWA
小規模保育事業	豆の木保育園	秋田市外旭川字三後田111番地2	小田原 守
事業所内保育事業	し～な保育園	秋田市八橋南一丁目1番3号	株式会社TEAM CNA LIFE
事業所内保育事業	きらら保育園かんとう通り	秋田市大町二丁目5番1号	株式会社きららホールディングス

3 1および2に掲げる施設等を確認した年月日  
平成28年4月1日

秋田市告示第130号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項、第79条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条、第85条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年4月1日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
合同会社 ケアライフゆり	ケアライフゆり訪問介護事業所	秋田市牛島東七丁目29番12号	平成28年4月1日	訪問介護、介護予防訪問介護
有限会社 優介護	訪問看護ステーションハートプレイス	秋田市桜一丁目9番13号	平成28年4月1日	訪問看護、介護予防訪問看護
株式会社 和敬園	森のテラス	秋田市四ツ小屋末戸松本字地藏田266番地	平成28年4月1日	通所介護、介護予防通所介護

株式会社 ファミリーウェルフェア	居宅介護支援事業所さるびあ	秋田市御所野元町一丁目1番16号	平成28年4月1日	居宅介護支援
合同会社 ケアライフゆり	ケアライフゆり居宅介護支援事業所	秋田市牛島東七丁目29番12号	平成28年4月1日	居宅介護支援
株式会社 虹の街	株式会社虹の街秋田営業所	秋田市牛島西一丁目3番8号	平成28年4月1日	居宅介護支援
有限会社 アイ・サポート	居宅介護支援事業所アイ・サポート	秋田市仁井田新田二丁目4番6号	平成28年4月1日	居宅介護支援

秋田市告示第131号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさばき人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年4月4日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市川元山下町1番8号  
名称 有限会社なおと  
氏名 取締役 佐々木 直 人
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市川元山下町1番11号
- 3 売りさばき所の名称  
ローソン秋田川元山下町店

秋田市告示第133号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年4月5日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名

住 所	秋田市下新城中野字街道端西28番地
氏 名	中川 ミエ

- 2 送達する書類

平成27年度固定資産税納税通知書  
平成27年度固定資産税賦課額変更通知書  
平成27年度固定資産税（家屋）価格等決定通知書

秋田市告示第134号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき、秋田市ごみ処理手数料の徴収の事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月6日

秋田市長 穂 積 志

受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字和田111番地 柳原 儀三郎 受託者の住所および氏名 秋田市飯島鼠田四丁目10番40号 伊藤 静子 受託者の住所および氏名 秋田市南通築地15番36号 株式会社秋田ト一屋 代表取締役 挽野 泰次 受託者の住所および氏名 秋田市川尻町字大川反233番地60 株式会社たけや製パン 代表取締役 武藤 真人 受託者の住所および氏名 秋田県大館市清水四丁目4番15号 株式会社伊徳 代表取締役 塚本 徹 受託者の住所および氏名 秋田県湯沢市柳町二丁目1番40号 有限会社中央市場 代表取締役 金沢 正隆 受託者の住所および氏名 秋田市卸町二丁目2番7号 株式会社秋田まるごと市場 代表取締役社長 大島 紳司 受託者の住所および氏名 宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号 株式会社マツモトキョシ東日本販売 代表取締役 高野 昌司 受託者の住所および氏名 東京都府中市若松町一丁目38番地の1 株式会社サンドラッグ 代表取締役 赤尾 主哉 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港中央一丁目8番30号 株式会社イシカワ 代表取締役 石川 元 受託者の住所および氏名 秋田市山王臨海町4番37号 株式会社ドジャース商事 代表取締役 挽野 泰次 受託者の住所および氏名 秋田市中通四丁目7番35号 有限会社菅野商店 代表取締役 菅野 久 受託者の住所および氏名 秋田市山王四丁目1番1号 秋田県職員消費生活協同組合 理事長 瀬尾 和雄 受託者の住所および氏名 秋田市下新城中野字街道端西241番地243 有限会社ライジング 代表取締役 柴田 とも子 受託者の住所および氏名 秋田市新屋豊町3番48号	株式会社ナイス 代表取締役 齋藤 寛之 受託者の住所および氏名 秋田県大館市御成町二丁目17番10号 株式会社タクト 代表取締役 佐藤 学 受託者の住所および氏名 秋田市中通四丁目13番6号 株式会社なかよし 代表取締役 加賀谷 徹 受託者の住所および氏名 秋田市牛島東五丁目3番26号 株式会社マルダイ 代表取締役社長 佐藤 純一 受託者の住所および氏名 秋田市下浜長浜字荒郷屋53番地 富岡 姿子 受託者の住所および氏名 秋田市南通築地1番29号 中通生活協同組合 組合長 小林 仁 受託者の住所および氏名 秋田県横手市大森町字大森182番地1 株式会社うえたストア 代表取締役 上田 昌一 受託者の住所および氏名 秋田市手形山崎町12番14号 秋田大学生生活協同組合 代表理事 高橋 良延 受託者の住所および氏名 秋田市土崎港北六丁目1番30号 生活協同組合コープあきた 理事長 宇佐美 聡 受託者の住所および氏名 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井46番地34 株式会社横浜ファーマシー 代表取締役 浅野 雅晴 受託者の住所および氏名 秋田市雄和相川字銅屋260番地 渡邊 恵子 受託者の住所および氏名 秋田市広面字土手下108番地1 株式会社J A新あきたライフサービス 代表取締役 佐々木 良英 受託者の住所および氏名 秋田市雄和下黒瀬字町屋敷89番地2 佐藤 三男 受託者の住所および氏名 秋田県大仙市川目字町東33番地 株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 智史 受託者の住所および氏名 岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割242番地1 株式会社薬王堂 代表取締役 西郷 辰弘
--	--



## 受託者の住所および氏名

秋田市土崎港北一丁目6番25号  
マックスバリュ東北株式会社  
代表取締役 内 田 和 明

## 受託者の住所および氏名

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号  
DCMホームマック株式会社  
代表取締役社長 石 黒 靖 規

## 受託者の住所および氏名

秋田市保戸野通町3番31号  
株式会社サノ・ファーマシー  
代表取締役 佐 野 元 彦

## 受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字上中野401番地7  
佐々木 征 一

## 受託者の住所および氏名

愛知県稲沢市天池五反田町1番地  
株式会社サークルKサンクス  
代表取締役 竹 内 修 一

## 受託者の住所および氏名

秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号  
イオンリテール株式会社イオン御所野店  
店長 宮 義 範

## 受託者の住所および氏名

秋田市檜山川口境5番11号  
イオンリテール株式会社イオン秋田中央店  
店長 川 上 智 雄

## 受託者の住所および氏名

秋田市土崎港南二丁目3番41号  
イオンリテール株式会社イオン土崎港店  
店長 赤 田 順一郎

## 受託者の住所および氏名

秋田市千秋矢留町10番12号  
齋 藤 博

## 受託者の住所および氏名

秋田市広面字谷内佐渡33番地1  
吉 田 英 一

## 受託者の住所および氏名

秋田市泉北二丁目4番23号  
株式会社マルエーうちや  
代表取締役 海 風 正 一

## 受託者の住所および氏名

青森県八戸市根城六丁目22番10号  
株式会社サンデー  
代表取締役社長 川 村 暢 朗

## 受託者の住所および氏名

秋田市飯島鼠田一丁目5番41号  
大 友 征 一

## 受託者の住所および氏名

秋田県男鹿市船越字内子89番地  
株式会社アマノ  
代表取締役 天 野 良 孝

## 受託者の住所および氏名

秋田市土崎港中央一丁目15番42号  
藤 井 俊 三

## 受託者の住所および氏名

秋田市大町一丁目4番22号  
株式会社せきや  
代表取締役 関 谷 春 雄

## 受託者の住所および氏名

秋田県湯沢市前森一丁目2番6号  
株式会社日敷  
代表取締役 小田原 豊 博

## 受託者の住所および氏名

北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号  
株式会社ツルハ  
代表取締役 鶴 羽 順

## 受託者の住所および氏名

秋田市外旭川字四百刈29番地  
秋田青果株式会社  
代表取締役 畑 山 治

## 受託者の住所および氏名

青森県青森市新町二丁目5番8号  
紅屋商事株式会社  
代表取締役 秦 勝 重

## 受託者の住所および氏名

東京都目黒区青葉台二丁目19番10号  
株式会社長崎屋  
代表取締役 大 橋 展 晴

## 受託者の住所および氏名

秋田市新屋表町11番36号  
大 門 英 一

## 受託者の住所および氏名

新潟県新潟市南区清水4501番地1  
株式会社コメリ  
代表取締役社長 捧 雄一郎

## 受託者の住所および氏名

秋田市雄和椿川字奥椿岱194番地1号  
株式会社サンアメニティ秋田支社  
支店長 金 澤 直 樹

## 受託者の住所および氏名

秋田市新屋松美ガ丘南町2番10号  
有限会社佐藤酒店  
代表取締役 佐 藤 昌

## 受託者の住所および氏名

秋田市卸町三丁目6番6号  
株式会社秋田県酒類卸  
代表取締役 佐 藤 卯兵衛

## 受託者の住所および氏名

秋田市旭南三丁目7番48号  
株式会社英雄  
代表取締役 富 野 和 夫

## 受託者の住所および氏名

秋田市土崎港東二丁目3番2号  
品 田 福 男

## 受託者の住所および氏名

秋田市保戸野通町2番29号  
通町山下有限会社  
代表取締役 山 下 栄 一

## 受託者の住所および氏名

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南二丁目4番21号 みちのくキャンティーン株式会社 代表取締役 谷 村 広 和	受託者の住所および氏名 秋田市榎山大元町6番7号 有限会社ケンユウ 代表取締役 石 川 健
受託者の住所および氏名 秋田市河辺戸島字上高屋5番地4 藤 田 正 夫	受託者の住所および氏名 秋田市御所野地蔵田四丁目19番10号 有限会社イトマーク 代表取締役 伊 藤 文 幸
受託者の住所および氏名 秋田市土崎港北三丁目3番76号 櫻 井 司	受託者の住所および氏名 秋田市大平台四丁目4番地23 有限会社シーアンドエル 代表取締役 辻 永 均
受託者の住所および氏名 秋田市旭南三丁目1番14号 有限会社ジャガ・コーポレーション 代表取締役 佐々木 政 昭	受託者の住所および氏名 福島県福島市太平寺字堰ノ上58番地 株式会社ダイユウエイト 代表取締役 浅 倉 俊 一
受託者の住所および氏名 秋田市飯島長野中町3番16号 小 玉 美由紀	受託者の住所および氏名 秋田市河辺三内字寺田19番地1 株式会社サン・ジェム 代表取締役 山 上 義 彦
受託者の住所および氏名 秋田市新屋島木町4番56号 株式会社キートス 代表取締役 土 佐 尚 人	受託者の住所および氏名 秋田市寺内蛭根一丁目12番2号 佐 藤 美 幸
受託者の住所および氏名 秋田市手形新栄町7番24号 株式会社藤井酒店 代表取締役 藤 井 秋 一	受託者の住所および氏名 秋田市川元開和町4番9号 金 靖 子
受託者の住所および氏名 秋田市高陽青柳町6番16号 六本木 嶺 男	受託者の住所および氏名 秋田市川元開和町4番9号 有限会社コンエンタープライズ 代表取締役 金 律 子
受託者の住所および氏名 秋田県湯沢市大町一丁目2番24号 株式会社とみや 代表取締役 富 谷 栄 助	受託者の住所および氏名 秋田市御野場新町三丁目17番22号 石 川 雅 樹
受託者の住所および氏名 秋田市寺内蛭根一丁目3番22号 有限会社尚 代表取締役 長谷川 浩 之	受託者の住所および氏名 秋田市御野場新町三丁目2番22号 株式会社島山商店 代表取締役 島 山 稔
受託者の住所および氏名 秋田市将軍野南一丁目10番50号 廣 嶋 令 子	受託者の住所および氏名 秋田市将軍野南四丁目2番5号 三 浦 孝 雄
受託者の住所および氏名 秋田市八橋イサノ一丁目7番11号 藤 原 房 雄	受託者の住所および氏名 秋田市中通五丁目9番20-806号 山 口 健 吾
受託者の住所および氏名 秋田市外旭川字大畑63番地1 小 林 三 男	受託者の住所および氏名 秋田市東通三丁目11番52号ロイヤルハイツ城東102号 鈴 木 芳 貴
受託者の住所および氏名 秋田市御野場新町三丁目13番1号 株式会社K&Kメルシ 代表取締役 湊 一 利	受託者の住所および氏名 秋田市千秋矢留町6番14-1203号 池 田 学
受託者の住所および氏名 秋田県潟上市昭和豊川山田字家の上62番地 石 川 世 希 子	受託者の住所および氏名 秋田市土崎港東四丁目8番2号 小 玉 あや子
受託者の住所および氏名 秋田市川尻みよし町1番29号 有限会社あいわ商店 代表取締役 平 野 玲	受託者の住所および氏名 秋田市南通みその町3番49号 関 潔

## 受託者の住所および氏名

秋田市仁井田字西潟敷25番地8

石 井 栄 治

## 受託者の住所および氏名

秋田市御所野下堤一丁目4番3号

古 川 透

## 受託者の住所および氏名

秋田市広面字宮田6番地1ドエルイーストサンド202

志 賀 聡 彦

## 受託者の住所および氏名

秋田市飯島新町二丁目4番37号

高 橋 馨

## 受託者の住所および氏名

秋田市新屋町字関町後190番地82

阿 部 真理子

## 受託者の住所および氏名

秋田市広面字広面233番地

伊 藤 典 之

## 受託者の住所および氏名

東京都千代田区二番町5番地25

株式会社そごう・西武

代表取締役 松 本 隆

## 受託者の住所および氏名

秋田市土崎港相染町字中谷地165番地2パルーデII204

柳 谷 直 樹

## 受託者の住所および氏名

秋田市川元山下町4番22号グレイタス川元A101号

木次谷 英 一

## 受託者の住所および氏名

秋田市土崎港南三丁目1番60号 ポンド・パディ203

三 浦 綱 毅

## 受託者の住所および氏名

秋田県南秋田郡五城目町大川大川字下川原47番地9

畠 山 秀 美

## 受託者の住所および氏名

秋田市手形山西町3番6号

殿 村 新

## 受託者の住所および氏名

秋田市外旭川字山崎292番地7

小 番 紀 征

## 受託者の住所および氏名

秋田市八橋本町二丁目12番45号

五十嵐 雄 一

## 受託者の住所および氏名

秋田市広面字土手下53番地2ハイムSATO B203

木 下 順 子

## 受託者の住所および氏名

秋田市桜台三丁目8番7号

佐 藤 祐 子

## 受託者の住所および氏名

秋田市牛島東四丁目5番30号

杉 原 治

## 受託者の住所および氏名

秋田市広面字小沼古川端50番地グラウンドール小沼102

渡 部 雅 浩

## 受託者の住所および氏名

秋田県潟上市天王字西長根40番地14

有限会社エムズ

代表取締役 三 浦 卓

## 受託者の住所および氏名

秋田市檜山城南新町28番15号

保 坂 朱有吾

## 受託者の住所および氏名

秋田市旭南三丁目7番10号

庄 司 成 行

## 受託者の住所および氏名

秋田市高陽幸町2番43号ユートピア406号

菊 地 志保子

## 受託者の住所および氏名

秋田県山本郡八峰町峰浜水沢字カッチキ台85番地10

金 田 由紀子

## 受託者の住所および氏名

秋田市新屋日吉町3番37号

檜 尾 永 次

## 受託者の住所および氏名

秋田市牛島東七丁目17番3号

高 橋 ミユ子

## 受託者の住所および氏名

秋田市飯島字飯島水尻479番地1サードニクスグランディ103

佐 藤 好 宏

## 受託者の住所および氏名

秋田市飯島飯田一丁目2番48号

齋 藤 尚 徳

## 受託者の住所および氏名

秋田市保戸野八丁5番42号メゾンド・ソレイユ201号

小 野 貴

## 受託者の住所および氏名

秋田市仁井田新田一丁目17番25号

八 柳 孝 美

## 受託者の住所および氏名

宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号

株式会社ローソン

運営本部東北運営部運営統括 村 瀬 達 也

## 受託者の住所および氏名

秋田市新屋朝日町3番13号ディアス朝日202

佐々木 敦

## 受託者の住所および氏名

秋田市保戸野中町3番42-405号

南 野 壘

## 受託者の住所および氏名

秋田市下新城中野字街道端西241番地500

中 川 真智子

## 受託者の住所および氏名

秋田市中通四丁目5番6号秋銀・明治安田ビル5F

J R 東日本東北総合サービス株式会社秋田支店

常務取締役秋田支店長 嶋 貫 勝 男

## 受託者の住所および氏名

秋田市御所野堤台二丁目6番地54

加 藤 美沙子

## 受託者の住所および氏名

秋田市河辺和田字和田81番地  
今野博子  
受託者の住所および氏名  
秋田市千秋矢留町2番3号オリンピア千秋公園402号  
安田君子  
受託者の住所および氏名  
秋田市飯島鼠田四丁目5番62号  
小玉政樹  
受託者の住所および氏名  
秋田市川元山下町1番8号  
有限会社なおと  
取締役 佐々木直人  
受託者の住所および氏名  
秋田市浜田字自在山70番地  
加藤喜久代  
受託者の住所および氏名  
秋田市卸町三丁目3番7号  
株式会社辻源  
代表取締役 辻 昭久  
受託者の住所および氏名  
秋田市卸町四丁目7番9号  
株式会社桑原  
代表取締役 桑原 透  
受託者の住所および氏名  
秋田市川元開和町6番26号  
株式会社開和商事  
代表取締役 土門 志二夫  
受託者の住所および氏名  
秋田市東通館ノ越2番12号  
株式会社折安  
代表取締役 渡部 智樹  
受託者の住所および氏名  
秋田市新屋豊町4番63号  
株式会社パルテごとう  
代表取締役 後藤 博行  
受託者の住所および氏名  
秋田県横手市卸町8番4号  
株式会社丸幸  
代表取締役 多賀糸 敏雄  
受託者の住所および氏名  
秋田市新屋豊町4番64号  
株式会社誠文社  
代表取締役 田中 誠  
受託者の住所および氏名  
秋田市新屋扇町5番36  
平川 広秋  
受託者の住所および氏名  
秋田市外旭川字三千刈147番地の1  
株式会社かねひろ  
代表取締役 土田 博美  
受託者の住所および氏名  
秋田市東通仲町14番3号  
秋田成幸産業株式会社  
代表取締役 利部 浩

## 秋田市告示第135号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。  
平成28年4月6日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
瑞穂町内会
- 2 認可年月日  
平成8年10月18日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 山本久雄  
秋田市仁井田栄町12番16号  
変更後 伊藤満男  
秋田市仁井田栄町13番6号
- 4 変更年月日  
平成26年4月13日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

## 秋田市告示第136号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定に基づき、秋田県知事の平成28年度地籍調査に関する事業計画の決定を受け、地籍調査事業を実施するので、同法第7条の規定により次のとおり告示する。  
平成28年4月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 事業計画が告示された年月日  
平成28年4月5日 秋田県告示第266号
- 2 調査を実施するものの名称  
秋田市
- 3 調査地区  
(1) 地積測定・地籍簿および原図作成地区  
秋田市雄和平尾鳥字中谷地の一部  
(2) 地籍測量・一筆地調査地区  
秋田市雄和平尾鳥字中谷地、長滝の各一部
- 4 調査期間  
平成28年4月7日から平成29年3月31日まで

## 秋田市告示第137号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、中央市民サービスセンターの施設使用料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。  
平成28年4月7日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託人の住所および氏名  
秋田市山王一丁目1番1号  
中央地域づくり協議会  
会長 渡邊 正 歓
- 2 委託期間  
平成28年5月6日から平成33年3月31日まで

## 秋田市告示第138号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の



円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定、変更、休止および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。

平成28年4月11日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
池田薬局ほのぼの店	秋田市広面字蓮沼87番地1	平成28年 3月1日
ケアライフゆり居宅介護支援事業所	秋田市牛島東七丁目29番12号	平成28年 4月1日
ケアライフゆり訪問介護事業所	秋田市牛島東七丁目29番12号	平成28年 4月1日
居宅介護支援事業所アイ・サポート	秋田市仁井田新田二丁目4番6号	平成28年 4月1日
株式会社虹の街秋田営業所	秋田市牛島西一丁目3番8号	平成28年 4月1日
森のテラス	秋田市四ツ小屋松戸松本字地蔵田266番地	平成28年 4月1日
訪問看護ステーションハートプレイス	秋田市桜一丁目9番13号	平成28年 4月1日
介護老人保健施設ふれ愛の里	秋田市豊岩小山字中山216番地27	平成28年 4月1日

2 変更

名 称	変更事項（名称）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
パナソニックエイジフリーショップ秋田	パナソニックエイジフリー介護チェーン秋田	パナソニックエイジフリーショップチェーン秋田	平成28年 4月1日

3 休止

名 称	所 在 地	休 止 年月日
有限会社ポプラ・ケアサービス	秋田市保戸野桜町15番10号	平成28年 4月1日

4 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
こまちサポート	秋田市新屋大川町25番32号	平成28年 3月31日
ヘルパーステーション秋田中通り	秋田市中通三丁目2番27号	平成28年 3月31日

秋田市告示第139号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年4月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市広面東町町内会
- 2 認可年月日  
平成9年12月2日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 伊 藤 希 彦  
秋田市広面字谷地沖11番地3  
変更後 山 崎 嘉 幸  
秋田市広面字樋ノ下28番地4
- 4 変更年月日  
平成28年4月1日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
秋田市居使町内会
- 2 認可年月日  
平成7年12月4日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所

変 更 年月日	変 更 後	変 更 前
平成20年 2月3日	佐 藤 恭 吉 秋田市豊岩豊巻字居使 41番地	大 倉 忠 秋田市豊岩豊巻字居使 143番地
平成22年 2月7日	嘉 藤 茂 直 秋田市豊岩豊巻字居使 12番地	佐 藤 恭 吉 秋田市豊岩豊巻字居使 41番地
平成28年 2月7日	池 田 秀 勝 秋田市豊岩豊巻字居使 37番地	嘉 藤 茂 直 秋田市豊岩豊巻字居使 12番地

- 4 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第141号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成28年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
  - (1) 放置されていた場所および台数
    - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 11台
    - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 8台

- (2) 撤去し、保管した年月日  
平成28年3月1日から同年29日まで
  - (3) 返還を行う時間および場所  
ア 時間 午前10時から午後7時まで  
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車場内）  
秋田市自転車等保管所
  - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間  
平成28年4月28日から同年10月28日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項  
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属  
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先  
秋田市山王一丁目1番1号  
秋田市都市整備部交通政策課 電話 866-2035  
秋田市東通仲町4番3号  
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項および第115条の5第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり廃止したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年4月14日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
合同会社 隣組	となり組 デイサービス	秋田市外旭川字大谷地3番地1	平成28年3月24日	通所介護、介護予防通所介護

秋田市告示第143号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年4月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成25年度、平成26年度、平成27年度国民健康保険税納税通知書および平成27年度国民健康保険税減免申請の却下について

秋田市告示第144号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指

定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

平成28年4月18日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社 バイタル ケア	バイタル ケア秋田 レンタル サービス	秋田市泉字 登木221番地1	平成28年4月15日	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売

秋田市告示第145号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年4月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
国民健康保険税督促状  
(1) 平成27年度通知、平成25年度賦課、第8期  
(2) 平成27年度通知、平成26年度賦課、第8期  
(3) 平成27年度通知、平成27年度賦課、第8期

秋田市告示第146号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年4月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
八橋新川向南町内会
- 2 認可年月日  
平成11年12月17日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 畠 山 秀 昭  
秋田市八橋三和町5番28号  
変更後 天 野 裕 壽  
秋田市八橋三和町7番16号
- 4 変更年月日  
平成28年4月17日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

秋田市告示第147号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関

する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する  
地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により  
公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達  
を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成28年4月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所  
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類  
平成27年度後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第148号

次の差押調書謄本および配当計算書は、本人の住所または居所  
が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第  
226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該差押調書謄本および配当計算書類は、企画財政部  
納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつ  
でも交付する。

平成28年4月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名  
住所 福島県郡山市開成五丁目8番9号 寿荘5号  
氏名 長 門 進
- 2 送達する書類  
差押調書謄本 1通  
配当計算書 1通

秋田市告示第149号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および  
同条第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の  
円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配  
偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第  
4項においてその例による場合を含む。以下同じ。）の規定に基  
づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機  
関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定  
により告示する。

平成28年4月22日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
バイタルケア秋田 レンタルサービス	秋田市泉字登木221番地1	平成28年 4月15日
バイタルケア秋田 南	秋田市新屋松美ガ丘東町2 番20号	平成28年 4月1日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
となり組デイサー ビス	秋田市外旭川字大谷地3番地 1	平成28年 3月24日

秋田市告示第150号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田

市条例第37号）第35条の規定に基づき、粗大ごみ用証紙売りさば  
き人を次のとおり指定したので、告示する。

平成28年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 売りさばき人の指定を受けた者  
住所 秋田市卸町三丁目6番6号  
名称 株式会社秋田県酒類卸  
氏名 取締役社長 佐 藤 卯兵衛
- 2 売りさばき所の所在地  
秋田市大町五丁目4番25号
- 3 売りさばき所の名称  
ファミリーマート秋田赤れんが館通り店

秋田市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規  
定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委  
託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名  
秋田市川尻若葉町1番5号  
一般社団法人 秋田県計量協会  
会長 森 洋
- 2 委託契約期間  
平成28年6月1日から同年12月28日まで

秋田市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定  
により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成28年4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称  
女米木同栄会
- 2 認可年月日  
平成23年5月12日
- 3 変更があった事項およびその内容  
代表者の氏名及び住所  
変更前 岸 茂 男  
秋田市雄和女米木字宝生口112番地  
変更後 藤 原 善 和  
秋田市雄和女米木字白川7番地
- 4 変更年月日  
平成28年4月17日
- 5 変更の理由  
役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

平成28年4月8日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室  
に教育委員会定例会を招集する。

平成28年4月6日

秋田市教育委員会

委員長 野 口 かおり

付議案件

- 1 平成28年度秋田市の教育について
- 2 秋田市教育委員会事務局設置規則の一部を改正する件
- 3 秋田市教育委員会行政組織規則の一部を改正する件
- 4 秋田市勤労青少年ホーム管理運営規則および秋田市女性学習センター管理運営規則を廃止する件

## 選 管 告 示

### 秋市選管告示第3号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第8条第1項、第3項および第5項の規定に基づき、平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における選挙長および選挙長職務代理者ならびに選挙立会人を次のとおり選任したので、同令第8条第7項の規定によりその住所および氏名を告示する。

平成28年4月7日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

平成28年4月25日執行予定 雄和中央土地改良区総代総選挙  
選挙長・同職務代理者・選挙立会人一覧表

選挙区	区 分	住 所	氏 名
第 1 選挙区	選挙長	秋田市雄和相川字銅屋309番地	伊 藤 洋 文
	職務代理者	秋田市雄和相川字台林31番地	渡 辺 一 孝
	選挙立会人	秋田市雄和戸賀沢字御江田39番地	石 井 正 彦
	選挙立会人	秋田市雄和女米木字宝生口179番地	石 井 進
第 2 選挙区	選挙長	秋田市雄和平尾鳥字野田87番地4	齊 藤 和 夫
	職務代理者	秋田市雄和種沢字戸草沢151番地	鈴 木 卓 見
	選挙立会人	秋田市雄和種沢字館ヶ沢58番地	佐 藤 政 光
	選挙立会人	秋田市雄和種沢字太子前13番地	伊 藤 満
第 3 選挙区	選挙長	秋田市雄和椿川字中村71番地	山 内 善 美
	職務代理者	秋田市雄和椿川字方福53番地1	黒 崎 晶 裕
	選挙立会人	秋田市雄和下黒瀬字町屋敷153番地	佐 藤 肇
	選挙立会人	秋田市雄和下黒瀬字白根沢293番地	堀 井 久 悦

### 秋市選管告示第4号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第6条第1項の規定に基づき、雄和中央土地改良区総代の任期満了による総選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第3項および第4項の規定により告示する。

平成28年4月18日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

- 1 選挙の期日 平成28年4月25日
- 2 投票の時間 午前9時から午後3時まで
- 3 選挙区および選挙すべき総代の数  
第1選挙区 15人  
第2選挙区 7人  
第3選挙区 10人

### 秋市選管告示第5号

平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代総選挙において、当選した者の住所および氏名は次のとおりであるので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第21条第2項の規定により告示する。

平成28年4月26日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 薫

#### 第1選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	高 橋 寅 夫	秋田県秋田市雄和女米木字川崎51番地
2	安 藤 悦 朗	秋田県秋田市雄和女米木字宝生口184番地
3	佐々木 久	秋田県秋田市雄和戸賀沢字御江田71番地
4	長谷部 輝 男	秋田県秋田市雄和女米木字長面46番地
5	長谷部 誠	秋田県秋田市雄和女米木字猫沢4番地14
6	加 藤 春 彦	秋田県秋田市雄和相川字下野472番地3
7	長谷部 信 男	秋田県秋田市雄和相川字下野498番地4
8	石 井 健	秋田県秋田市雄和戸賀沢字御江田73番地
9	伊 藤 邦 夫	秋田県秋田市雄和相川字高野138番地
10	渡 辺 雅 行	秋田県秋田市雄和相川字銅屋248番地
11	金 一 男	秋田県秋田市雄和相川字銅屋116番地10
12	皆 川 一 彦	秋田県秋田市雄和相川字高野309番地
13	金 昭 弘	秋田県秋田市雄和相川字銅屋176番地
14	伊 藤 敏 一	秋田県秋田市雄和相川字高野15番地1
15	皆 川 春 和	秋田県秋田市雄和相川字高野231番地

#### 第2選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	齊 藤 聡	秋田県秋田市雄和種沢字太子前71番地



2	齊 藤 良 行	秋田県秋田市雄和種沢字前田 8 番地
3	角 田 金 一	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中山51番地 1
4	酒 井 慶 一	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中村83番地 1
5	古 屋 久 勝	秋田県秋田市雄和種沢字戸草沢163番地
6	齊 藤 励	秋田県秋田市雄和平尾鳥字下野175番地
7	竹 下 敏 夫	秋田県秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花 165番地

第 3 選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	高 橋 友 勝	秋田県秋田市下浜榎田字上野83番地
2	齊 藤 金 一	秋田県秋田市雄和平沢字小深田220番地
3	堀 井 賢 一	秋田県秋田市雄和下黒瀬字白根沢 288番地 2
4	杉 山 道 春	秋田県秋田市雄和石田字前田93番地 2
5	金 多雅雄	秋田県秋田市雄和妙法字平治ヶ沢 108番地 1
6	齊 藤 信 勝	秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10
7	佐 藤 壽 雄	秋田県秋田市雄和椿川字方福97番地
8	小助川 誠 生	秋田県秋田市雄和下黒瀬字町屋敷 104番地 1
9	佐 藤 太次美	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地97
10	佐 藤 雅 久	秋田県秋田市雄和下黒瀬字町屋敷 107番地

秋市選管告示第 6 号

平成28年 4月25日執行の雄和中央土地改良区総代総選挙において、当選人に当選証書を付与したので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第22条第 2 項の規定により、当選人の住所および氏名を次のとおり告示する。

平成28年 4月26日

秋田市選挙管理委員会  
委員長 古 谷 薫

第 1 選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	高 橋 寅 夫	秋田県秋田市雄和女米木字川崎51番地
2	安 藤 悦 朗	秋田県秋田市雄和女米木字宝生口 184番地
3	佐々木 久	秋田県秋田市雄和戸賀沢字御江田 71番地

4	長谷部 輝 男	秋田県秋田市雄和女米木字長面46番地
5	長谷部 誠	秋田県秋田市雄和女米木字猫沢 4番地14
6	加 藤 春 彦	秋田県秋田市雄和相川字下野472番地 3
7	長谷部 信 男	秋田県秋田市雄和相川字下野498番地 4
8	石 井 健	秋田県秋田市雄和戸賀沢字御江田 73番地
9	伊 藤 邦 夫	秋田県秋田市雄和相川字高野138番地
10	渡 辺 雅 行	秋田県秋田市雄和相川字銅屋248番地
11	金 一 男	秋田県秋田市雄和相川字銅屋116番地10
12	皆 川 一 彦	秋田県秋田市雄和相川字高野309番地
13	金 昭 弘	秋田県秋田市雄和相川字銅屋176番地
14	伊 藤 敏 一	秋田県秋田市雄和相川高野15番地 1
15	皆 川 春 和	秋田県秋田市雄和相川字高野231番地

第 2 選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	齊 藤 聡	秋田県秋田市雄和種沢字太子前71番地
2	齊 藤 良 行	秋田県秋田市雄和種沢字前田 8 番地
3	角 田 金 一	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中山51番地 1
4	酒 井 慶 一	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中村83番地 1
5	古 屋 久 勝	秋田県秋田市雄和種沢字戸草沢163番地
6	齊 藤 励	秋田県秋田市雄和平尾鳥字下野175番地
7	竹 下 敏 夫	秋田県秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花 165番地

第 3 選挙区

受付番号	候補者氏名	住 所
1	高 橋 友 勝	秋田県秋田市下浜榎田字上野83番地
2	齊 藤 金 一	秋田県秋田市雄和平沢字小深田220番地
3	堀 井 賢 一	秋田県秋田市雄和下黒瀬字白根沢 288番地 2
4	杉 山 道 春	秋田県秋田市雄和石田字前田93番地 2

5	金 多雅雄	秋田県秋田市雄和妙法字平治ヶ沢108番地1
6	齊 藤 信 勝	秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10
7	佐 藤 壽 雄	秋田県秋田市雄和椿川字方福97番地
8	小助川 誠 生	秋田県秋田市雄和下黒瀬字町屋敷104番地1
9	佐 藤 太次美	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地97
10	佐 藤 雅 久	秋田県秋田市雄和下黒瀬字町屋敷107番地

## 雄中選挙長告示

### 雄中選挙長告示第1号

平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代の総選挙における立候補の受付事務を行う場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成28年4月7日

### 第1選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成28年4月18日	高 橋 寅 夫	男	秋田県秋田市雄和女米木字川崎51番地	昭和25年1月17日	農 業
2	平成28年4月18日	安 藤 悦 朗	男	秋田県秋田市雄和女米木字宝生口184番地	昭和24年6月10日	農 業
3	平成28年4月18日	佐々木 久	男	秋田県秋田市雄和戸賀沢字御江田71番地	昭和26年9月23日	農 業
4	平成28年4月18日	長谷部 輝 男	男	秋田県秋田市雄和女米木字長面46番地	昭和16年6月18日	農 業
5	平成28年4月18日	長谷部 誠	男	秋田県秋田市雄和女米木字猫沢4番地14	昭和31年4月30日	農 業
6	平成28年4月18日	加 藤 春 彦	男	秋田県秋田市雄和相川字下野472番地3	昭和29年2月4日	農 業
7	平成28年4月18日	長谷部 信 男	男	秋田県秋田市雄和相川字下野498番地4	昭和26年5月7日	農 業
8	平成28年4月18日	石 井 健	男	秋田県秋田市雄和戸賀沢字御江田73番地	昭和44年7月13日	農 業
9	平成28年4月18日	伊 藤 邦 夫	男	秋田県秋田市雄和相川字高野138番地	昭和27年10月30日	農 業
10	平成28年4月18日	渡 辺 雅 行	男	秋田県秋田市雄和相川字銅屋248番地	昭和25年2月20日	大 工
11	平成28年4月18日	金 一 男	男	秋田県秋田市雄和相川字銅屋116番地10	昭和38年1月31日	農 業
12	平成28年4月18日	皆 川 一 彦	男	秋田県秋田市雄和相川字高野309番地	昭和29年7月31日	会 社 員
13	平成28年4月18日	金 昭 弘	男	秋田県秋田市雄和相川字銅屋176番地	昭和31年7月16日	農 業
14	平成28年4月18日	伊 藤 敏 一	男	秋田県秋田市雄和相川字高野15番地1	昭和29年4月26日	会 社 役 員
15	平成28年4月18日	皆 川 春 和	男	秋田県秋田市雄和相川字高野231番地	昭和24年2月2日	農 業

### 第2選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成28年4月18日	齊 藤 聡	男	秋田県秋田市雄和種沢字太子前71番地	昭和30年3月14日	農 業
2	平成28年4月18日	齊 藤 良 行	男	秋田県秋田市雄和種沢字前田8番地	昭和24年1月1日	農 業
3	平成28年4月18日	角 田 金 一	男	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中山51番地1	昭和18年5月6日	農 業
4	平成28年4月18日	酒 井 慶 一	男	秋田県秋田市雄和平尾鳥字中村83番地1	昭和31年5月29日	団 体 職 員
5	平成28年4月18日	古 屋 久 勝	男	秋田県秋田市雄和種沢字戸草沢163番地	昭和33年6月5日	農 業
6	平成28年4月18日	齊 藤 励	男	秋田県秋田市雄和平尾鳥字下野175番地	昭和32年4月29日	会 社 員
7	平成28年4月18日	竹 下 敏 夫	男	秋田県秋田市雄和平尾鳥字竹ノ花165番地	昭和31年5月7日	会 社 員

### 雄和中央土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 伊 藤 洋 文  
 第2選挙区選挙長 齊 藤 和 夫  
 第3選挙区選挙長 山 内 善 美

### 1 場所

秋田市雄和妙法字上大部23番地  
 雄和中央土地改良区事務所

### 2 日時

平成28年4月18日 午前8時30分から午後5時まで  
 平成28年4月19日 午前8時30分から午後5時まで

### 雄中選挙長告示第2号

土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第17条の3第1項の規定に基づき、平成28年4月25日執行の雄和中央土地改良区総代総選挙における候補者の届出があったので、同条の3第4項の規定により告示する。

平成28年4月18日

### 雄和中央土地改良区総代総選挙

第1選挙区選挙長 伊 藤 洋 文  
 第2選挙区選挙長 齊 藤 和 夫  
 第3選挙区選挙長 山 内 善 美

第3選挙区

受付番号	届出年月日	候補者氏名	性別	住 所	生年月日	職 業
1	平成28年 4月18日	高 橋 友 勝	男	秋田県秋田市下浜檜田字上野83番地	昭和22年 6月11日	農 業
2	平成28年 4月18日	齊 藤 金 一	男	秋田県秋田市雄和平沢字小深田220番地	昭和25年11月23日	農 業
3	平成28年 4月18日	堀 井 賢 一	男	秋田県秋田市雄和下黒瀬字白根沢288番地 2	昭和25年10月 2日	農 業
4	平成28年 4月18日	杉 山 道 春	男	秋田県秋田市雄和石田字前田93番地 2	昭和26年 3月21日	農 業
5	平成28年 4月18日	金 多雅雄	男	秋田県秋田市雄和妙法字平治ヶ沢108番地 1	昭和14年 5月20日	農 業
6	平成28年 4月18日	齊 藤 信 勝	男	秋田県秋田市雄和平沢字金沢77番地10	昭和27年12月23日	会社員
7	平成28年 4月18日	佐 藤 壽 雄	男	秋田県秋田市雄和椿川字方福97番地	昭和30年 1月31日	会社員
8	平成28年 4月18日	小助川 誠 生	男	秋田県秋田市雄和下黒瀬字町屋敷104番地 1	昭和39年 4月26日	会社役員
9	平成28年 4月18日	佐 藤 太次美	男	秋田県秋田市雄和椿川字奥椿岱27番地97	昭和25年 3月27日	農 業
10	平成28年 4月18日	佐 藤 雅 久	男	秋田県秋田市雄和下黒瀬字町屋敷107番地	昭和19年 1月 8日	農 業

雄中選挙長告示第3号

平成28年 4月25日執行の雄和中央土地改良区総代総選挙について、第1選挙区において届出のあった候補者が15人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成28年 4月19日

雄和中央土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 伊 藤 洋 文

雄中選挙長告示第4号

平成28年 4月25日執行の雄和中央土地改良区総代総選挙について、第2選挙区において届出のあった候補者が7人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成28年 4月19日

雄和中央土地改良区総代総選挙  
第2選挙区選挙長 齊 藤 和 夫

雄中選挙長告示第5号

平成28年 4月25日執行の雄和中央土地改良区総代総選挙について、第3選挙区において届出のあった候補者が10人で、選挙すべき総代の数を超えないため投票を行わないので、土地改良法施行令（昭和24年政令第295号）第18条の2第2項の規定により告示する。

平成28年 4月19日

雄和中央土地改良区総代総選挙  
第3選挙区選挙長 山 内 善 美

雄中選挙長告示第6号

平成28年 4月25日執行の雄和中央土地改良区総代総選挙における選挙会の場所および日時を次のとおり定めたので告示する。

平成28年 4月19日

雄和中央土地改良区総代総選挙  
第1選挙区選挙長 伊 藤 洋 文  
第2選挙区選挙長 齊 藤 和 夫  
第3選挙区選挙長 山 内 善 美

1 場所

秋田市雄和妙法字上大部23番地

雄和中央土地改良区事務所

2 日時

平成28年 4月26日 午後2時から

農 委 告 示

秋田市農委告示第4号

平成28年 4月18日午後2時秋田市職員研修棟に秋田市農業委員会総会を招集する。

平成28年 4月11日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件（8件）
- 2 農用地利用集積計画（平成28年度第1号）に関する件
- 3 平成28年度主要事業計画に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第17号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年 4月 1日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
土佐設備	土 佐 直 樹	北秋田市鷹巣字愛宕下55番地17

2 休止年月日

平成28年 3月31日

秋田市上下水道局告示第18号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 4月 7日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所在地
有限会社 菅原水道工業	菅 原 浩 一	潟上市昭和豊川竜毛 字下斉藤田1番地2

2 廃止年月日

平成28年 3月31日

秋田市上下水道局告示第19号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年 4月 7日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
有限会社 菅原水道工業	菅 原 浩 一	潟上市昭和豊川竜毛 字下斉藤田1番地2

2 廃止年月日

平成28年 3月31日

秋田市上下水道局告示第20号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成28年 4月12日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代 表 者	所 在 地
サイトウ住設企画	齋 藤 均	秋田市飯島字飯島 水尻405番地 7

2 廃止年月日

平成28年 2月10日

秋田市上下水道局告示第21号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第5条の7の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事事業者の廃止の届出を受理したので、秋田市指定排水設備工事事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第7号）第9条第3号の規定により告示する。

平成28年 4月12日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

1 指定排水設備工事事業者の廃止

指定工事業者	代 表 者	所 在 地
サイトウ住設企画	齋 藤 均	秋田市飯島字飯島 水尻405番地 7

2 廃止年月日

平成28年 2月10日

公 告

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する平成28年度のジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘および高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第5条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年 4月 1日

秋田市長 穂 積 志

1 予防接種の種類、対象者の範囲および接種の方法と回数

予防接種の種類	対象者の範囲	接種の方法と回数
ジフテリア 百日せき 破傷風 急性灰白髄炎 第1期	生後3月から90月 に至るまでの間に ある者	(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎および破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチン（4種混合ワクチン）を使用し、初回接種については20日以上の間隔を置いて3回、追加接種については初回接種終了後6月以上の間隔を置いて1回、皮下に注射するものとし、接種量は毎回0.5ミリリットルとする。 (2) ジフテリア、百日せきおよび破傷風について同時に行う場合は、沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（3種混合ワクチン）を使用し、接種方法・回数については(1)と同様とする。 (3) 不活化ポリオワクチンを接種する場合は、接種方法・回数については、(1)と同様とする。
ジフテリア 破傷風 第2期	11歳以上13歳未満 の者	沈降ジフテリア破傷風混合トキソイドを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.1ミリリットルとする。
麻しん 風しん 第1期	生後12月から生後 24月に至るまでの 間にある者	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、または乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。



麻しん 風しん 第2期	5歳以上7歳未満の者（小学校就学前の1年間にある者）	乾燥弱毒生麻しん風しん混合ワクチン、または乾燥弱毒生麻しんワクチンもしくは乾燥弱毒生風しんワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			1回行う。 (3) 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者は、1回行う。(1)(2)(3)ともに乾燥ヘモフィルスb型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし皮下に注射する。
日本脳炎 第1期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを、初回接種については6日以上の間隔をおいて2回接種し、追加接種については2回目の接種終了後6月以上の間隔をおいて1回皮下に注射する。接種量は毎回0.5ミリリットルとする（3歳未満の者にあつては、接種量を0.25ミリリットルとする。）。			
日本脳炎 第2期	9歳以上13歳未満の者	乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンを1回皮下に注射するものとし、接種量は0.5ミリリットルとする。			
結核 (BCG)	生後1歳に至るまでの間にある者	経皮接種用乾燥BCGワクチンを上腕外側の中央部に滴下し管針により1回行うものとし、2箇所接種する。			
Hib感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者は生後12月に至るまでの間に27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて3回、追加接種については初回接種終了後7月以上の間隔をおいて1回行う。ただし初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて1回行う。 (2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者は、生後12月に至るまでに27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後7月以上の間隔をおいて1回行う。ただし、初回接種を終了せずに生後12月を超えた場合は、初回接種に係る最後の注射終了後27日（医師が必要と認めるときは20日）以上の間隔をおいて	小児の肺炎球菌感染症	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者	(1) 初回接種開始時に生後2月から生後7月に至るまでの間にある者は、初回接種については生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回行う。ただし、生後12月を超えて第2回目の注射を行った場合は、第3回目の接種は、行わないものとする。追加接種については初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であつて、生後12月に至った日以降において1回行う。ただし初回2回目及び3回目の接種は、生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、行わないこと（追加接種は実施可能）。 (2) 初回接種開始時に生後7月に至った日の翌日から生後12月に至るまでの間にある者は、初回接種については生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて2回、追加接種については初回接種終了後60日以上の間隔をおいた後であつて、生後12月に至った日以降において1回行う。ただし初回2回目の接種は生後24月に至るまでに行うこととし、それを超えた場合は、行わないこと（追加接種は、実施可能）。 (3) 初回接種開始時に生後12月に至った日の翌日から生後24月に至るまでの間にある者は、60日以上の間隔をおいて2回行う。 (4) 初回接種開始時に生後24月に至った日の翌日から生後60月に至るまでの間にある者は、1回行う(1)(2)(3)(4)ともに沈降13価肺炎球菌結

		<p>合型ワクチンを使用し、接種量はそれぞれ毎回0.5ミリリットルとし、皮下に注射する。</p>	<p>ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な障がいをもつ者として厚生労働省令で定める者</p>
<p>ヒトパピローマウイルス感染症 (子宮頸がん予防)</p>	<p>12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日まで</p>	<p>(1) 組換え沈降2価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、1月の間隔をおいて2回接種した後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし、当該方法をとることができない場合は1月以上の間隔をおいて2回接種した後、1回目の接種から5月以上、かつ2回目の接種から2月半以上の間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし筋肉内に注射する。</p> <p>(2) 組換え沈降4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンを使用する場合は、2月の間隔をおいて2回行った後、初回1回目の接種から6月の間隔をおいて1回行う。ただし当該方法をとることができない場合は、1月以上の間隔をおいて2回行った後、2回目の接種から3月以上間隔をおいて1回行う。接種量は毎回0.5ミリリットルとし、筋肉内に注射する。</p>	<p>2 予防接種を行う期日および場所</p> <p>(1) 期 日 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間で各受託医療機関が定める実施日</p> <p>(2) 場 所 別表のとおり</p> <p>3 予防接種の対象者から除かれる者</p> <p>(1) 当外予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められるもの</p> <p>(2) 明らかな発熱を呈している者</p> <p>(3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者</p> <p>(4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者</p> <p>(5) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾病の予防接種、外傷等によるケロイドの認められる者</p> <p>(6) 麻しん、風しん、BCG、おたふくかぜ、水痘およびロタウイルスの予防接種を受けた後27日以上の間隔をおいていない者</p> <p>(7) 上記以外の予防接種を受けた後6日以上の間隔をおいていない者</p> <p>(8) 輸血やガンマグロブリンの投与後3カ月(大量のガンマグロブリンの投与を受けた場合は6カ月)を経ていない者</p> <p>(9) 子宮頸がんの予防接種にあつては、妊娠していることが明らかな者</p> <p>(10) 水痘の予防接種にあつては、当該疾病にかかっている者またはかかったことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者</p> <p>(11) 高齢者用肺炎球菌感染症の予防接種にあつては、すでに23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回以上接種したことがある者</p> <p>(12) その他予防接種を行うことが不適当な状態にある者</p> <p>4 予防接種を受けるに際し、医師と相談が必要な者</p> <p>(1) 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患および発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者</p> <p>(2) 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがあるもの</p> <p>(3) 過去にけいれんの既往のある者</p> <p>(4) 過去に免疫不全の診断がなされている者および近親者に先天性免疫不全症の者がいる者</p> <p>(5) 接種しようとする接種液の成分(培養に使う卵、抗生物質)に対してアレルギーを呈するおそれのある者</p> <p>5 各予防接種における個別の留意事項</p> <p>(1) 日本脳炎 日本脳炎の予防接種第1期、第2期の特例対象者として、平成7年4月2日から平成19年4月1日に生まれた者で、20歳未満にある者も対象者とする。</p> <p>(2) ヒトパピローマウイルス感染症 ヒトパピローマウイルス感染症の定期予防接種の対応については、当面の間、「ヒトパピローマウイルス感染症の定期</p>
<p>水痘</p>	<p>生後12月から生後36月に至るまでの間にある者</p>	<p>乾燥弱毒性水痘ワクチンを使用し、生後12月から生後15月に達するまでの期間を標準的な接種期間として、1回目の接種とし、2回目は、3月以上、標準的には6月から12月までの間隔をおいて接種するものとする接種量は毎回0.5ミリリットルとし皮下に注射する。</p>	
<p>高齢者の肺炎球菌感染症</p>	<p>(1) 65歳の者 (2) 60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活が極度に制限される程度の障がいをもつ者およびヒト免疫不全ウ</p>	<p>高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種は、23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを1回、原則として上腕伸に筋肉内又は皮下に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする。</p>	

接種の対応について（勧告）」（平成25年 6月14日付健発0614第1号厚生労働省健康局長通知）のとおりとすること。

次に掲げる者については、ヒトパピローマウイルス感染症の予防接種後に広域な疼痛または運動障害を中心とする多様な症状が発生する場合があるため、予診にあたっては、これらの者の接種について慎重な判断が行われるようにすること。  
ア 外傷等を契機として、原因不明の疼痛が続いたことがある者  
イ 他のワクチンを含めて以前にワクチンを接種した際に激しい疼痛や四肢のしびれが生じたことがある者

(3) 水痘

平成26年10月1日より前の接種の取扱い

ア 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月以上の間隔をおいて、乾燥弱毒生水痘ワクチンを2回接種した生後12月から生後36月に至るまでの間にある者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。

イ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に乾燥弱毒生水痘ワクチンを1回接種した者は、すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。

ウ 平成26年10月1日より前に、生後12月以降に3月未満の期間内に2回以上乾燥弱毒生水痘ワクチンを接種した者は、

すでに当該定期接種を1回受けたものとみなすこと。この場合においては、生後12月以降の初めての接種から3月以上の間隔において1回の接種を行うこと。

(4) 高齢者の肺炎球菌感染症

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の特例対象者

平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間、65歳としている対象者については、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳または100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者とする。

5 予防接種料金

(1) ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、H i b感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘の各定期予防接種 無料

(2) 高齢者の肺炎球菌感染症の定期予防接種 各医療機関が設定する接種料金から委託料5,017円を上限とし差し引いた額、非課税世帯に属する者は各医療機関が設定する接種料金から6,017円を上限とし差し引いた額とする。

ただし、生活保護法に基づく保護又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援に関する法律に基づく支援給付を受けている者は無料

医療機関名	所在地	四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	合麻しん風しん混	麻しん単抗原	風しん単抗原	日本脳炎	結核（BCG）	H i b感染症	小児用肺炎球菌	ヒトパピローマウイルス感染症	水痘	高齢者肺炎球菌
アーク循環器クリニック	秋田市広面字谷地沖26-1														○
あきた駅前内科外科クリニック	秋田市千秋久保田町3-15三宅ビル2F	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○
秋田往診クリニック	秋田市広面字川崎125-1													○	○
秋田回生会病院	秋田市牛島西一丁目7-5														○
秋田県立医療療育センター	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-128	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
秋田県立脳血管研究センター	秋田市千秋久保田町6-10														○
秋田厚生医療センター	秋田市飯島西袋一丁目1-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
あきたすてらクリニック	秋田市手形字西谷地1-2														○
秋田赤十字病院	秋田市上北手猿田字苗代沢222-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
あきた内科・呼吸器内科クリニック	秋田市東通一丁目5-17							○							○
秋田東病院	秋田市山内字丸木橋167-3														○
秋田泌尿器科クリニック	秋田市広面字谷地沖6-1														○
秋田緑ヶ丘病院	秋田市飯島字堀川84														○
秋田南クリニック	秋田市上北手百崎字諏訪ノ沢3-115														○



















小松真紀	秋田厚生医療センター
畑澤孝子	秋田厚生医療センター
山本翔子	秋田厚生医療センター
畑澤千秋	秋田厚生医療センター
遠藤和彦	秋田厚生医療センター
木戸知紀	秋田厚生医療センター
木村愛彦	秋田厚生医療センター
戸田洋	秋田厚生医療センター
阿部栄二	秋田厚生医療センター
村井肇	秋田厚生医療センター
鶴木栄樹	秋田厚生医療センター
小西奈津雄	秋田厚生医療センター
小林孝	秋田厚生医療センター
阿部利樹	秋田厚生医療センター
菊池一馬	秋田厚生医療センター
小島壽志	秋田厚生医療センター
二渡克弥	秋田厚生医療センター
村石健治	秋田厚生医療センター
桑原直行	秋田厚生医療センター
木津典久	秋田厚生医療センター
岡根克己	秋田厚生医療センター
斎藤寛	秋田厚生医療センター
吉岡知巳	秋田厚生医療センター
谷川秀郎	秋田厚生医療センター
早川宏一	秋田厚生医療センター
神千佳子	秋田厚生医療センター
荒井直樹	秋田厚生医療センター
金洋一	秋田厚生医療センター
犬上篤	秋田厚生医療センター
大町康一	秋田厚生医療センター
東海林圭	秋田厚生医療センター
岩崎洋一	秋田厚生医療センター
松本聖子	秋田厚生医療センター
作左部大	秋田厚生医療センター
朝倉受康	秋田厚生医療センター
澁谷裕之	秋田厚生医療センター
佐々木俊樹	秋田厚生医療センター
綿貫勤	秋田厚生医療センター
高橋正人	秋田厚生医療センター
添野武彦	秋田厚生医療センター
山中卓之	秋田厚生医療センター
小坂橋祐也	秋田厚生医療センター
吉田樹	秋田厚生医療センター
貝森亮太	秋田厚生医療センター
神田圭大	秋田厚生医療センター
齋藤光	秋田厚生医療センター
佐藤貴彦	秋田厚生医療センター
新出彩香	秋田厚生医療センター
仙北谷直幹	秋田厚生医療センター
津久井美月	秋田厚生医療センター
永井泰地	秋田厚生医療センター
藤田啓	秋田厚生医療センター
宮部賢	秋田厚生医療センター
山田俊樹	秋田厚生医療センター

伊藤忠彦	秋田厚生医療センター
長谷川幸保	秋田厚生医療センター
田村博史	秋田厚生医療センター
小林芳生	秋田厚生医療センター
長幡樹	秋田厚生医療センター
高橋靖博	秋田厚生医療センター
平川威夫	秋田厚生医療センター
大溪隆弘	秋田厚生医療センター
三浦健	秋田厚生医療センター
倉橋保奈実	秋田厚生医療センター
熊谷奈保	秋田厚生医療センター
伊保内綾乃	秋田厚生医療センター
仲本雄一	秋田厚生医療センター
出村遼	秋田厚生医療センター
木戸直子	秋田厚生医療センター
今泉ちひろ	秋田厚生医療センター
高橋侑也	秋田厚生医療センター
岩村庄吾	秋田厚生医療センター
佐藤正健	秋田厚生医療センター
佐藤光	秋田厚生医療センター
吉野敬	秋田厚生医療センター
藤井義之	秋田厚生医療センター
長谷川時生	あきたすてらクリニック
木村滋	秋田赤十字病院
田村真通	秋田赤十字病院
新井浩和	秋田赤十字病院
後藤良治	秋田赤十字病院
土田聡子	秋田赤十字病院
伊藤智夫	秋田赤十字病院
中島堯史	秋田赤十字病院
村田雅彦	秋田赤十字病院
土佐慎也	秋田赤十字病院
畠山卓	秋田赤十字病院
齊藤宏文	秋田赤十字病院
後藤尚	秋田赤十字病院
石黒英明	秋田赤十字病院
柴野健	秋田赤十字病院
原賢寿	秋田赤十字病院
黒川博一	秋田赤十字病院
守田亮	秋田赤十字病院
飯塚政弘	秋田赤十字病院
石井透	秋田赤十字病院
八木澤仁	秋田赤十字病院
松下弘雄	秋田赤十字病院
山野泰穂	秋田赤十字病院
岩谷真人	秋田赤十字病院
照井元	秋田赤十字病院
武藤理	秋田赤十字病院
橋本誠	秋田赤十字病院
大内慎一郎	秋田赤十字病院
小棚木均	秋田赤十字病院
吉川雅輝	秋田赤十字病院
澤田俊哉	秋田赤十字病院
稲葉亨	秋田赤十字病院

鎌田 収 一	秋田赤十字病院
河合 秀 樹	秋田赤十字病院
石河 紀 之	秋田赤十字病院
田澤 浩	秋田赤十字病院
谷 貴 行	秋田赤十字病院
湯本 聡	秋田赤十字病院
鈴木 哲 哉	秋田赤十字病院
飯田 直 成	秋田赤十字病院
渡邊 理 子	秋田赤十字病院
西巻 啓 一	秋田赤十字病院
八木 英 一	秋田赤十字病院
下田 直 威	秋田赤十字病院
堀川 洋 平	秋田赤十字病院
真田 広 行	秋田赤十字病院
細谷 直 子	秋田赤十字病院
太田 博 孝	秋田赤十字病院
平野 秀 人	秋田赤十字病院
大山 則 昭	秋田赤十字病院
佐藤 宏 和	秋田赤十字病院
木村 洋 元	秋田赤十字病院
宮内 孝 治	秋田赤十字病院
磯崎 健 一	秋田赤十字病院
丸屋 淳	秋田赤十字病院
中畑 潤 一	秋田赤十字病院
藤田 康 雄	秋田赤十字病院
小松田 智 也	秋田赤十字病院
伊多波 未 来	秋田赤十字病院
相良 志 穂	秋田赤十字病院
大嶋 厚 志	秋田赤十字病院
石田 秀 明	秋田赤十字病院
工藤 宏 仁	秋田赤十字病院
籠島 可 奈	秋田赤十字病院
小山 昌 平	秋田赤十字病院
野口 晋 佐	秋田赤十字病院
小高 英 達	秋田赤十字病院
吉川 健二郎	秋田赤十字病院
田中 義 人	秋田赤十字病院
原田 英 嗣	秋田赤十字病院
齋藤 さとみ	秋田赤十字病院
中岡 宙 子	秋田赤十字病院
衛藤 武	秋田赤十字病院
吉田 優 子	秋田赤十字病院
青木 勇	秋田赤十字病院
吉樂 拓 哉	秋田赤十字病院
小棚木 圭	秋田赤十字病院
太田 英 樹	秋田赤十字病院
渡邊 潤	秋田赤十字病院
小原 崇	秋田赤十字病院
武藤 弓 奈	秋田赤十字病院
春野 功	秋田赤十字病院
福井 奈緒子	秋田赤十字病院
榎本 克 彦	秋田赤十字病院
長谷川 一 太	秋田赤十字病院
荻野 奈 央	秋田赤十字病院

加藤 明 英	秋田赤十字病院
佐藤 隆 太	秋田赤十字病院
茂木 崇 秀	秋田赤十字病院
須藤 和 久	秋田赤十字病院
山中 有美子	秋田赤十字病院
木曾 博 典	秋田赤十字病院
岩城 忍	秋田赤十字病院
工藤 和 大	秋田赤十字病院
里吉 梨 香	秋田赤十字病院
升田 晃 生	秋田赤十字病院
山形 健 基	秋田赤十字病院
金 暢々子	秋田赤十字病院
栗山 章 司	秋田赤十字病院
岩本 陽 輔	秋田赤十字病院
佐藤 博 美	秋田赤十字病院
富樫 嘉津恵	秋田赤十字病院
亀田 優里菜	秋田赤十字病院
関川 綾 乃	秋田赤十字病院
秋山 博	あきた内科・呼吸器内科クリニック
亀井 眞理子	秋田東病院
豊田 堯	秋田東病院
豊田 学	秋田東病院
能登 宏 光	秋田泌尿器科クリニック
坂本 哲 也	秋田緑ヶ丘病院
五十嵐 三 儼	秋田緑ヶ丘病院
三浦 邦 夫	秋田緑ヶ丘病院
草薙 宏 明	秋田緑ヶ丘病院
西木 正	秋田南クリニック
渡邊 克 夫	秋田メモリアルクリニック
阿部 豊 彦	阿部クリニック
阿部 士 郎	阿部内科医院
福田 二 代	飯川病院
飯野 健 二	飯川病院
小坂 俊 光	飯川病院
福田 光 之	飯川病院
工藤 茂 高	飯島透析クリニック
渡邊 秀 悦	飯島ファミリークリニック
石川 浄 基	五十嵐記念病院
佐伯 重 昭	五十嵐記念病院
門脇 謙	五十嵐記念病院
石川 浩 一	石川医院
石田 明	石田小児科医院
石田 和 子	石田小児科医院
石田 明 子	石田内科医院
石山 剛	いしやま内科腎クリニック
井谷 修	医療法人恵裕会 井谷耳鼻咽喉科医 院
佐々木 浩 一	一戸医院
菅原 純 哉	稲庭クリニック
越後谷 武	越後谷クリニック
稲葉 宏 次	いなば内科胃腸科クリニック
稲見 育 大	いなみ小児科ファミリークリニック
高崎 育 男	いなみ小児科ファミリークリニック
後藤 敦 子	今村記念クリニック



稲庭 千弥子	今村病院
渡引 康 公	今村病院
竹島 綾	今村病院
塩田 睦	今村病院
今野 直 樹	今村病院
三浦 義 昭	今村病院
廣田 紘 一	今村病院
細谷 知 樹	今村病院
鈴木 り ほ	今村病院
平野 梨 聖	今村病院
高木 紘 一	今村病院
嵯峨 佑 史	今村病院
岩崎 齊	岩崎医院
明石 建	岩崎医院
岩淵 朗	岩淵内科胃腸科クリニック
榎 正 行	えのきこどもクリニック
榎 真美子	えのきこどもクリニック
及川 圭 介	医療法人 及川医院
大野 忠 行	医療法人 大野小児科医院
大野 忠	医療法人 大野小児科医院
櫻庭 清	大町内科外科クリニック
島 仁	医療法人 小川内科医院
川村 隆 彦	おきた町診療所
鈴木 克 彦	おきた町診療所
佐藤 良 延	おのば腎泌尿器科クリニック
高橋 康	おのば高橋小児科クリニック
田中 秀 則	御野場たなかレディースクリニック
三浦 莊 治	御野場病院
三浦 邦 夫	御野場病院
寺田 邦 彦	御野場病院
多田 為久子	御野場病院
小林 佳 美	御野場病院
三浦 忠 俊	御野場病院
鎌田 誠	御野場病院
金谷 有 子	御野場病院
皆河 崇 志	御野場病院
市原 利 晃	御野場病院
豊田 知 子	お肌のクリニック
工藤 香 里	かおりレディースクリニック
小松 偉 子	加賀谷記念 小松こども医院
小松 和 男	加賀谷記念 小松こども医院
加賀谷 学	かがや内科医院
笠松 千 秋	笠松医院
笠松 千 秋	笠松病院
金山 隆 夫	笠松病院
小野 大 輔	笠松病院
鹿嶋 雄 治	鹿嶋医院
大山 幸 子	鹿嶋医院
片岡 英	片岡内科医院
片岡 仁 子	片岡内科医院
加藤 倫 紀	加藤病院
長山 栄 子	加藤病院
加藤 征 夫	加藤病院
佐々木 義 憲	加藤病院

面川 真 由	加藤病院
金子 ミサヲ	金子医院
鎌田 滋 夫	鎌田循環器科内科クリニック
川原 聡 樹	川原医院
川原 浩	川原医院
木曾 典 一	木曾医院
木曾 のり子	木曾医院
鬼平 聡	きびら内科クリニック
木村 衛	木村内科クリニック
佐藤 敬 文	共立クリニック
熊谷 肇	熊谷内科医院
倉光 智 之	くらみつ内科クリニック
和田 勲	クリニック八橋和田内科
桑原 敏 行	桑原内科クリニック
阿部 二 郎	健生クリニック
阿部 弥 生	健生クリニック
村田 純 治	健生クリニック
伊藤 正 直	小泉病院
小泉 亮 道	小泉病院
大川 恵	小泉病院
白戸 英雄	港北中通診療所
加賀谷 肇	港北中通診療所
稲葉 龍太郎	港北中通診療所
三船 大 樹	港北中通診療所
草薨 芳 明	港北中通診療所
福田 光 之	港北中通診療所
小林 新	港北中通診療所
森本 友里子	港北中通診療所
梅津 正 矩	港北中通診療所
栗崎 博	港北中通診療所
佐藤 誠	港北中通診療所
鈴木 敏 文	港北中通診療所
五十嵐 知 規	港北中通診療所
角南 由紀子	港北中通診療所
佐々木 慧 美	港北中通診療所
篠崎 真莉子	港北中通診療所
柴田 敬 一	港北中通診療所
田近 武 伸	港北中通診療所
田中 菜摘子	港北中通診療所
原嶋 宏 樹	港北中通診療所
播間 崇 記	港北中通診療所
藤原 崇 史	港北中通診療所
細谷 栄 滋	港北中通診療所
松浦 多恵子	港北中通診療所
豊田 洋	こころのクリニック
豊田 倫 子	こころのクリニック
越村 淳	こしむら糖尿病内科クリニック
細谷 重 明	御所野内科クリニック
勝田 光 明	御所野ひかりクリニック
勝田 麻里子	御所野ひかりクリニック
小栗 重 統	御所野ひかりクリニック
佐々木 剛 一	こどものクリニック
小林 謙太郎	小林胃腸科内科
小松 幹 雄	小松内科クリニック

嵯 峨 大 介	さが医院
山 岸 剛	さが医院
荘 司 裕	さくら小児科医院
荘 司 靖 子	さくら小児科医院
佐々木 弥	佐々木内科・循環器科医院
笹 原 秀 明	笹原内科医院
堂 北 忍	佐藤内科医院
澤 口 博	澤口医院
肥田野 文 夫	医)仁政会 サンクリニック
最 上 栄 蔵	山王胃腸科
高 橋 智 和	山王胃腸科
最 上 希一郎	山王胃腸科
白 根 東久二	山王胃腸科
湊 昭 策	山王整形外科医院
湊 貴 至	山王整形外科医院
三 戸 聡	さんのへ耳鼻咽喉科クリニック
四 釜 俊 夫	しかま医院
設 楽 芳 宏	設楽産婦人科内科クリニック
島 田 堅 一	島田クリニック
島 田 俊 亮	島田クリニック
清 水 靖	清水産婦人科クリニック
木 村 康 徳	下浜診療所
白 根 研 二	医療法人白雄会 白根病院
那 須 宏	医療法人白雄会 白根病院
糸 賀 寛	医療法人白雄会 白根病院
小野寺 佳 奈	医療法人白雄会 白根病院
伊 藤 紘 朗	医療法人白雄会 白根病院
小 松 眞 史	市立秋田総合病院
伊 藤 誠 司	市立秋田総合病院
水 俣 健 一	市立秋田総合病院
松 尾 重 樹	市立秋田総合病院
本 間 光 信	市立秋田総合病院
伊 藤 伸 朗	市立秋田総合病院
伊 藤 武 史	市立秋田総合病院
中 川 正 康	市立秋田総合病院
藤 原 敏 弥	市立秋田総合病院
柴 原 徹	市立秋田総合病院
中 根 邦 夫	市立秋田総合病院
辻 剛 俊	市立秋田総合病院
大 野 秀 雄	市立秋田総合病院
石 井 元	市立秋田総合病院
千 葉 満 郎	市立秋田総合病院
津 田 聡 子	市立秋田総合病院
三 浦 岳 史	市立秋田総合病院
中 山 豊	市立秋田総合病院
市 川 喜 一	市立秋田総合病院
政 井 理 恵	市立秋田総合病院
内 藤 信 吾	市立秋田総合病院
八木澤 究	市立秋田総合病院
小 泉 ひろみ	市立秋田総合病院
武 田 修	市立秋田総合病院
高 橋 ま や	市立秋田総合病院
米 山 法 子	市立秋田総合病院
河 村 正 成	市立秋田総合病院

小 関 史 朗	市立秋田総合病院
佐 藤 勤	市立秋田総合病院
長谷川 傑	市立秋田総合病院
太 田 栄	市立秋田総合病院
若 林 俊 樹	市立秋田総合病院
高清水 清 治	市立秋田総合病院
片 寄 喜 久	市立秋田総合病院
星 野 良 平	市立秋田総合病院
木 村 善 明	市立秋田総合病院
石 田 俊 哉	市立秋田総合病院
阿 部 明 彦	市立秋田総合病院
三 浦 喜 子	市立秋田総合病院
高 橋 道	市立秋田総合病院
福 田 淳	市立秋田総合病院
軽 部 裕 子	市立秋田総合病院
工 藤 和 夫	市立秋田総合病院
高 橋 雅 史	市立秋田総合病院
柏 倉 剛	市立秋田総合病院
佐 藤 ワカナ	市立秋田総合病院
越 村 裕 美	市立秋田総合病院
平 野 義 則	市立秋田総合病院
提 島 眞 人	市立秋田総合病院
円 山 啓 司	市立秋田総合病院
重 臣 宗 伯	市立秋田総合病院
大 川 聡	市立秋田総合病院
菅 原 佳 恵	市立秋田総合病院
細 葉 美穂子	市立秋田総合病院
石 川 勇 仁	市立秋田総合病院
石 河 軌 久	市立秋田総合病院
加 藤 雅 志	市立秋田総合病院
菊 地 功	市立秋田総合病院
高 橋 研太郎	市立秋田総合病院
若 林 育 子	市立秋田総合病院
金 森 勝 裕	市立秋田総合病院
羽 入 紀 朋	市立秋田総合病院
東 紗 弥	市立秋田総合病院
中 村 恵菜実	市立秋田総合病院
渡 邊 健 太	市立秋田総合病院
志 田 青 滋	市立秋田総合病院
佐 藤 亘	市立秋田総合病院
佐 藤 結 香	市立秋田総合病院
所 澤 剛	市立秋田総合病院
藤 原 美貴子	市立秋田総合病院
酒 井 利 隆	市立秋田総合病院
高 満 衣	市立秋田総合病院
阿 部 咲 子	市立秋田総合病院
渡 邊 健 太	市立秋田総合病院
竹 越 結 生	市立秋田総合病院
島 田 俊 亮	市立秋田総合病院
成 田 鮎 子	市立秋田総合病院
湯 浅 悠 介	市立秋田総合病院
小 峰 直 樹	市立秋田総合病院
小 林 瑞 貴	市立秋田総合病院
阿 部 早 苗	市立秋田総合病院

菅原真砂子	菅原内科クリニック
渡邊博之	菅原内科クリニック
石川素子	菅原内科クリニック
橋本啓子	菅原内科クリニック
鈴木裕之	すずきクリニック
鈴木雪子	すずきクリニック
鈴木和夫	鈴木内科医院
鈴木俊夫	鈴木内科胃腸科医院
須藤明子	須藤医院
須藤宏久	須藤医院
藤枝信夫	清和病院
山崎好日児	清和病院
富樫寿文	清和病院
齊藤真樹子	清和病院
倉田 穰	清和病院
銭谷 明	銭谷内科胃腸科クリニック
苗村双葉	外旭川サテライトクリニック
穂積 恒	外旭川サテライトクリニック
佐藤美佳	外旭川サテライトクリニック
三浦進一	外旭川サテライトクリニック
須藤まき子	外旭川サテライトクリニック
飯沼俊信	外旭川サテライトクリニック
船木公行	外旭川サテライトクリニック
小野幸彦	外旭川サテライトクリニック
三浦進一	外旭川病院
嘉藤 茂	外旭川病院
飯沼俊信	外旭川病院
須藤まき子	外旭川病院
船木公行	外旭川病院
松尾直樹	外旭川病院
三浦一樹	外旭川病院
高清水三郎	高清水医院
高清水一善	高清水医院
高橋郁夫	たかはしこどもクリニック
高橋文夫	高橋内科医院
高橋正喜	高橋正喜クリニック
武田正人	武田胃腸クリニック
田近武彦	医療法人 田近医院
立木 裕	立木医院
俵谷幸蔵	たわらや内科
塚田大星	つかだ泌尿器科クリニック
小野栄二	土崎病院
高橋 薫	土崎病院
小林 匡	土崎病院
志村道隆	土崎病院
八木伸夫	土崎病院
山中康生	土崎病院
後藤弥生	土崎病院
松浦 亨	(医) 土崎レディースクリニック
土田 蓉子	土田小児科医院
堤 祥浩	つつみ整形外科
寺田俊夫	寺田内科医院
寺田 豊	寺田内科医院
遠山 潤	遠山医院

遠山佳子	遠山医院
高橋 徹	とおる内科医院
富田崇志	富田胃腸科内科医院
中込 晃	中込内科医院
粟崎 博	社会医療法人明和会 中通総合病院
五十嵐知規	社会医療法人明和会 中通総合病院
伊藤忠彦	社会医療法人明和会 中通総合病院
伊藤行信	社会医療法人明和会 中通総合病院
稲葉龍太郎	社会医療法人明和会 中通総合病院
上野知堯	社会医療法人明和会 中通総合病院
梅津香織	社会医療法人明和会 中通総合病院
梅津正矩	社会医療法人明和会 中通総合病院
馬越通信	社会医療法人明和会 中通総合病院
大内真吾	社会医療法人明和会 中通総合病院
太田由里恵	社会医療法人明和会 中通総合病院
大山翔吾	社会医療法人明和会 中通総合病院
小野 厳	社会医療法人明和会 中通総合病院
小貫 渉	社会医療法人明和会 中通総合病院
面川 歩	社会医療法人明和会 中通総合病院
利部 徳子	社会医療法人明和会 中通総合病院
加賀谷 肇	社会医療法人明和会 中通総合病院
清澤美乃	社会医療法人明和会 中通総合病院
草 彌 芳明	社会医療法人明和会 中通総合病院
沓澤 理	社会医療法人明和会 中通総合病院
久保田泰幸	社会医療法人明和会 中通総合病院
小西祥朝	社会医療法人明和会 中通総合病院
小林 新	社会医療法人明和会 中通総合病院
小松 博	社会医療法人明和会 中通総合病院
齋藤由理	社会医療法人明和会 中通総合病院
佐々木 香奈	社会医療法人明和会 中通総合病院
佐藤 知	社会医療法人明和会 中通総合病院
佐藤 誠	社会医療法人明和会 中通総合病院
篠崎真莉子	社会医療法人明和会 中通総合病院
柴田敬一	社会医療法人明和会 中通総合病院
清水翔太	社会医療法人明和会 中通総合病院
進藤吉明	社会医療法人明和会 中通総合病院
菅沼由実	社会医療法人明和会 中通総合病院
菅原 厚	社会医療法人明和会 中通総合病院
菅原 健	社会医療法人明和会 中通総合病院
杉山保子	社会医療法人明和会 中通総合病院
鈴木敏文	社会医療法人明和会 中通総合病院
角南由紀子	社会医療法人明和会 中通総合病院
千馬誠悦	社会医療法人明和会 中通総合病院
大門葉子	社会医療法人明和会 中通総合病院
高橋祐子	社会医療法人明和会 中通総合病院
高橋佳之	社会医療法人明和会 中通総合病院
田近武伸	社会医療法人明和会 中通総合病院
田中菜摘子	社会医療法人明和会 中通総合病院
田中雄一	社会医療法人明和会 中通総合病院
津田聡子	社会医療法人明和会 中通総合病院
兎澤晴彦	社会医療法人明和会 中通総合病院
奈良美保	社会医療法人明和会 中通総合病院
成田裕一郎	社会医療法人明和会 中通総合病院
長谷山 俊之	社会医療法人明和会 中通総合病院

畠山 雄二	社会医療法人明和会	中通総合病院
羽瀨 由紀子	社会医療法人明和会	中通総合病院
原田 忠	社会医療法人明和会	中通総合病院
播間 崇記	社会医療法人明和会	中通総合病院
平山 雅士	社会医療法人明和会	中通総合病院
福田 光之	社会医療法人明和会	中通総合病院
藤原 崇史	社会医療法人明和会	中通総合病院
細谷 栄滋	社会医療法人明和会	中通総合病院
松浦 多恵子	社会医療法人明和会	中通総合病院
三船 大樹	社会医療法人明和会	中通総合病院
宮形 滋	社会医療法人明和会	中通総合病院
宮田 真未	社会医療法人明和会	中通総合病院
宮本 誠也	社会医療法人明和会	中通総合病院
村上 力也	社会医療法人明和会	中通総合病院
市川 友里子	社会医療法人明和会	中通総合病院
矢幅 義男	社会医療法人明和会	中通総合病院
山田 晋	社会医療法人明和会	中通総合病院
横山 直弘	社会医療法人明和会	中通総合病院
渡辺 新	社会医療法人明和会	中通総合病院
石塚 純平	社会医療法人明和会	中通総合病院
阿部 史人	社会医療法人明和会	中通総合病院
飯田 純平	社会医療法人明和会	中通総合病院
加藤 俊祐	社会医療法人明和会	中通総合病院
栗原 伸泰	社会医療法人明和会	中通総合病院
齋藤 芳太郎	社会医療法人明和会	中通総合病院
阪本 亮平	社会医療法人明和会	中通総合病院
佐々木 勇人	社会医療法人明和会	中通総合病院
佐藤 恵	社会医療法人明和会	中通総合病院
佐藤 優洋	社会医療法人明和会	中通総合病院
千葉 剛史	社会医療法人明和会	中通総合病院
福岡 勇樹	社会医療法人明和会	中通総合病院
藤島 眞澄	社会医療法人明和会	中通総合病院
三ヶ田 敦史	社会医療法人明和会	中通総合病院
水戸 陽貴	社会医療法人明和会	中通総合病院
湯川 寛子	社会医療法人明和会	中通総合病院
ワッツ 志保里	社会医療法人明和会	中通総合病院
大西 美妃	社会医療法人明和会	中通総合病院
小松 輝久	社会医療法人明和会	中通総合病院
高橋 彩菜	社会医療法人明和会	中通総合病院
長谷川 純郎	社会医療法人明和会	中通総合病院
堀越 雄太	社会医療法人明和会	中通総合病院
嵯峨 佑史	社会医療法人明和会	中通総合病院
藤島 悟志	社会医療法人明和会	中通総合病院
伊藤 隆一	社会医療法人明和会	中通総合病院
尾野 夏紀	社会医療法人明和会	中通総合病院
仙波 由布子	社会医療法人明和会	中通総合病院
小貫 渉	中通リハビリテーション病院	
田山 友之	中通リハビリテーション病院	
牛山 えり子	中通リハビリテーション病院	
渡辺 淳	中通リハビリテーション病院	
橋本 啓子	中通リハビリテーション病院	
石川 素子	中通リハビリテーション病院	
長沼 晶子	ながぬま内科	
堀江 泰夫	ながぬま内科	

大山 幸子	ながぬま内科
小田嶋 貢	にいだ内科循環器科クリニック
新津 秀孝	にいつ内科クリニック
西宮 藤彦	にしのみやこども医院
新田 格	新田医院
橋爪 隆弘	はしづめクリニック
橋本 禎嗣	小児科内科橋本愛隣医院
長谷山 俊之	長谷山内科医院
波多野 宏治	はたの循環器科クリニック
渡部 由紀	内科胃腸科 濱島医院
原田 健二	はらだ小児科医院
針生 秀樹	はりう産婦人科内科クリニック
針生 峰子	はりう産婦人科内科クリニック
廣田 紘一	ひがし稲庭クリニック
渡引 康公	ひがし稲庭クリニック
小栗 重統	ひかり桜ヶケクリニック
檜森 昌門	ひもり内科・消化器科クリニック
石川 正道	広面ファミリークリニック
福島 幸隆	福島内科医院
福田 健	福田胃腸科クリニック
藤盛 亮寿	(医) 藤盛レディースクリニック
細谷 重直	細谷病院
細谷 貴美子	細谷病院
小林 有美子	細谷病院
高橋 優子	細谷病院
及川 亨	細谷病院
細谷 栄滋	細谷病院
本間 真紀子	医療法人社団 本間医院
真崎 雅和	(医) 真和会 真崎耳鼻咽喉科医院
松浦 麗子	松浦医院
松岡 一志	松岡内科クリニック
水沢 広和	水沢医院
湯川 道弘	ミチヒロ胃腸科内科クリニック
湊 元志	湊小児科医院
鈴木 信愛	港町内科皮膚科
鈴木 あけみ	港町内科皮膚科
南浦 光昭	南浦医院
宮澤 一治	みやざわペインクリニック
谷頭 幸	みゆきレディースクリニック
向島 偕	向島医院
大山 幸子	向島医院
村山 仁	村山クリニック
森川 昌利	森川内科・呼吸器科クリニック
師岡 長	もろおか医院
安岡 健二	やすおか小児科医院
柳田 龍一	柳田医院
俵谷 博信	医療法人 やばせ内科クリニック
山川 博	山川内科
山岸 逸郎	山岸クリニック
吉田 司	吉田胃腸科内科クリニック
吉成 仁	医療法人 吉成医院
米山 和夫	米山消化器内科クリニック
米山 泰夫	米山内科医院
和田 博	わだクリニック



綿貫桃代	わたぬき小児科医院
横山治夫	医療法人久盛会 介護老人保健施設 三楽園
五十嵐三儼	医療法人久盛会 介護老人保健施設 三楽園
大野忠	介護老人保健施設 桜の園
寺田俊夫	介護老人保健施設 ふれ愛の里
三浦靖徳	介護老人保健施設 遊心苑
眞木正博	社会福祉法人 憲寿会
佐伯剛	介護老人保健施設 かみの里
佐々木義憲	介護老人保健施設 シルバーケアセ ンター清遊園
岩谷一夫	介護老人保健施設 なぎさ
高橋薫	介護老人保健施設 なぎさ
後藤敦子	介護老人保健施設 ニコニコ苑
宮下正弘	介護老人保健施設 山盛苑
神部憲一	介護老人保健施設 悠久荘
久保信之	介護老人保健施設 あいぜん苑
長沼雄峰	介護老人保健施設 友愛の郷

秋田市公告

県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備計画策定業務委託について公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成28年4月4日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備計画策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「県民会館・市文化会館の建替による県・市連携文化施設整備計画策定業務委託仕様書」(省略)のとおり。

(3) 事業主体

秋田県および秋田市

(4) 業務期間

契約締結日から平成29年3月31日までとする。

(5) 業務規模

本業務に関する費用は、11,934,000円(消費税および地方消費税を含む。)以内とする。

なお、内訳は秋田県5,967,000円、秋田市5,967,000円とする。

2 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、次の条件を全て満たす者とする。

なお、関係書類提出後に参加資格要件を欠くこととなった場合は、参加資格を取り消すこととする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き中の者でないこと。

(3) 参加表明書の提出日(以下「申請日」という。)において、秋田県又は秋田市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと(複数の企業体が共同して申請する場合にあっては、

構成員全員が秋田県又は秋田市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと。)

(4) 申請日において、国税、地方税を滞納していないこと。

(5) 平成18年4月1日以降において、同種業務の元請けとして1件以上の履行実績を有していること。

なお、同種業務とは、国・地方自治体の文化会館、文化ホール、劇場、音楽ホール等の基本計画、整備計画等の策定業務とする。

(6) 前号の業務に係る実績を持つ技術者を本業務の技術者として配置できること。

(7) 申請日において、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に定める一級建築士事務所登録があること。また、本業務に一級建築士を配置できること。

(8) 秋田県暴力団排除条例(平成23年秋田県条例第29号)及び秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 手続等

(1) 担当課所室

ア 秋田県観光文化スポーツ部文化振興課(県庁第二庁舎6階)

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号

T E L 018-860-1530、F A X 018-860-3880

<http://www.pref.akita.lg.jp/culture/>

E-mail : bunkashinkouka@pref.akita.lg.jp

イ 秋田市企画財政部企画調整課(市庁舎2階)

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号

T E L 018-866-2032

(5月2日以降 018-888-5462)

F A X 018-866-2278

(5月2日以降 018-888-5463)

<http://www.city.akita.akita.jp/city/pl/mn/default.htm>

E-mail : ro-plmn@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間 平成28年4月4日(月)から同月18日(月)まで

イ 交付方法 実施要領は、上記3(1)の担当課所室ホームページからの入手を原則とする。また、担当課所室においても希望者には直接交付する。(直接交付は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜日、日曜日および祝日を除く。)

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期間 平成28年4月4日(月)から同月18日(月)午後5時まで

イ 提出場所 上記3の(1)アに同じ

ウ 提出方法 持参(土曜日、日曜日および祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。)又は郵送等によること。

なお、郵送等の場合は、電話で到達を確認すること。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 平成28年5月2日(月)午後5時

イ 提出場所 上記3の(3)のイに同じ

ウ 提出方法 上記3の(3)のウに同じ

4 審査方法および評価基準等



- (1) 参加資格の審査  
上記2の規定に基づき、資格審査を行う。
- (2) 企画提案書の審査  
審査委員会において書類に基づくプレゼンテーションおよびヒアリングにより審査を行い、実施要領別添の評価基準に基づき、評価点が最も高い提案者1者と次点の提案者1者を選定する。
- 5 その他
  - (1) 本業務は、秋田県との共同事業として実施することとしており、秋田県においても同様の公告を行っている。
  - (2) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等、本プロポーザルに要する費用は、提出者の負担とする。
  - (3) 提出された書類等は、返却しない。
  - (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
  - (5) 提出された書類等は、審査および説明のために、その写しを作成し使用することができるものとする。
  - (6) 提出された書類等は、公平性、透明性および客観性を期すため、公表することがある。
  - (7) 前号により公表する場合、提案書の写しを作成し使用することができるものとする。
  - (8) 提出された書類等の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するが、採用した提案書等の著作権は、秋田県および秋田市に帰属するものとする。
  - (9) 企画提案書、見積書の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めない。また、選定・非選定にかかわらず返却しない。
  - (10) 参加表明書に記載した業務を担当する管理技術者および一級建築士は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更する場合は、同等以上の技術者であるとの秋田県および秋田市の了解を得なければならない。
  - (11) 本業務を受託した者は、今後予定している基本設計、実施設計業務の入札には参加できないものとする。

#### 秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

平成28年4月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
  - (1) 業務委託名（業務内容については仕様書（省略）参照）  
秋田市太平山自然学習センター小中学校送迎バス賃貸借
  - (2) 履行場所  
秋田市太平山自然学習センター  
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
  - (3) 履行期間  
平成28年5月10日から平成29年2月28日までとする。
  - (4) 入札参加要件
    - ア 大型5台、中型1台以上のバスを保有していること。
    - イ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていること。
    - ウ 秋田市内に本社、支店又は営業所を有している者であること。
    - エ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

- オ 市税に滞納ないこと。
- カ 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- キ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
- ク 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

#### 2 入札に関する事項

- (1) 日時 平成28年4月22日(金)午前10時
- (2) 場所 秋田市太平山自然学習センター・会議室  
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 入札保証金および契約保証金 免除
- (4) 契約日 落札が決定した日から平成28年4月28日(木)までの間
- (5) 注意事項
  - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
  - イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とする。
  - ウ 入札書には、大型車と中型車各1台分（片道分）の賃貸借金額を記載し、最も安価であった者を落札者とする。ただし、大型車と中型車で安価の業者が各々であった場合は、全配車金額の合計金額で最も安価な業者と、大型車および中型車の単価として決定する。
  - エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
  - オ 落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。  
なお、くじ引きは辞退できないものとする。
  - カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任するときは、入札時に委任状を提出すること。  
なお、入札書には代理人の印を押印すること。

#### 3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間  
平成28年4月8日(金)から同月15日(金)までとする。ただし、同月11日(月)は休館日のため不可とする。
- (2) 受付時間  
午前9時から午後5時までとする。ただし、受付期間最終日の受付時間は、午前9時から正午までとする。
- (3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室
- (4) 提出書類（以下「申込書等」という。各証明書類は、平成28年1月1日以降に取り寄せたものであること。なお、提出時は写しでも可とする。）
  - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
  - イ 業務実績調書（様式2）
  - ウ 営業経歴書（様式3）
  - エ 誓約・同意書（様式4）
  - オ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
    - ア 秋田市に納めた法人市民税
    - イ 秋田市に納めた固定資産税

カ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行）

キ その他

（ア）入札参加要件「1の(4)のAおよびイ」の証明できる書類

（イ）送迎バスの車種および車内の分かる書類

(5) その他

ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受付ける。

イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又はホームページから入手のこと。

#### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。

(2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。

(3) 上記(1)および(2)の通知については、平成28年4月18日(月)までに電子メール等により送付する。

#### 5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

(4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先  
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

#### 秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成28年4月11日

秋田市長 穂 積 志

#### 1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務は下記のとおりである。

ア 業務名

文館一第1号 秋田市文化会館「サンパル秋田」移転後の復旧改修

イ 履行場所

秋田市山王七丁目3番1号（秋田市文化会館）

ウ 履行期間

契約締結日から平成28年5月27日まで

エ 入札参加要件

（ア）秋田市内に本社、支店、営業所等を有する者であること。

（イ）入札参加申込時点において秋田市建設工事登録（業種：建築一式工事）名簿に登録されている者であること。

（ウ）過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。

（エ）市税に滞納がないこと。

（オ）秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。

（カ）地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

（キ）本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中で

ないこと。

#### 2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成28年4月22日(金)午前10時

(2) 入札の場所 秋田市山王七丁目3番1号  
秋田市文化会館 第1会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成28年4月28日(木)（予定）

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

エ 地方自治法第234条第3項ただし書の規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

#### 3 入札参加申込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成28年4月18日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けること。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 実績調査書（様式2）過去2年以内の同種修繕・工事についての契約を履行したことが確認できる契約書等の写しを添付すること。

ウ 誓約書（様式3）

(2) 申込書等の提出

申込書等の提出は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成28年4月12日(火)から同月18日(月)までの毎日、午前9時から午後5時までとする。

イ 受付場所 秋田市山王七丁目3番1号  
秋田市文化会館 1階事務室

ウ 申込書等 申込書（様式1～3）は、秋田市文化会館ホームページから入手すること。

#### 4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、指名されない旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成28年4月21日(木)までに行う。

#### 5 設計書および仕様書の入手に関する事項

(1) 配布期間は、平成28年4月12日(火)から同月18日(月)まで

(2) 配付場所 秋田市文化会館ホームページから入手のこと。

#### 6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問合せ先

秋田市文化会館 直通 018-865-1191

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定による秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会の委員の選挙期日を平成28年7月17日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により、公告する。

なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成28年4月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成28年5月25日から同年6月2日まで
2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで
3 縦覧場所 秋田市手形字山崎44番地3
秋田駅東地区土地区画整理工事事務所

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に係る届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成28年4月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 届出事項の概要
(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
東日本旅客鉄道株式会社
代表取締役 富田 哲郎
東京都渋谷区代々木二丁目2番2号
秋田ステーションビル株式会社
代表取締役 小 俣 康 則
秋田県秋田市中通七丁目1番2号
(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 秋田駅ビル
所在地 秋田県秋田市中通七丁目1番2号
(3) 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり
(4) 変更年月日
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

(5) 変更理由

小売業者が変更となったため

2 届出年月日 平成28年4月1日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

(1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課

(2) 縦覧期間 平成28年4月13日から同年8月13日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成27年11月13日付け秋田市指令第4433号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年4月14日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市浜田字館ノ丸152番地15
株式会社ドリームビルド
代表取締役 佐々木 道人
2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市將軍野東一丁目10番7、10番8、10番96、11番1、10番7地先水路および11番1地先水路

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定に基づき実施する定期予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年4月18日

秋田市長 穂 積 志

- 1 予防接種を行う医師の氏名、予防接種を行う主たる場所および追加する予防接種の種類
別表1のとおり
追加年月日
平成28年4月1日
2 予防接種を行う承諾を辞退した医師の氏名、予防接種を行っていた主たる場所および辞退した予防接種の種類
別表2のとおり
辞退年月日
平成28年4月1日

別表1

Table with columns: 予防接種を行っていた主たる場所, 所在地, 医師名, 四種混合, 三種混合, 二種混合, ポリオ, 不活化, 麻しん風しん混合, 麻しん風しん単抗原, 麻しん単抗原, 単抗原, 日本脳炎, (B,C,G)結核, ヒブ, 小児肺炎球菌肺炎, ローマン感染症, ヒトパピローマウイルス, 水痘, 高齢肺炎球菌肺炎. Rows list medical staff at Aomori Red Cross Hospital.





- 変更の年月日については縦覧に供する関係書類のとおり
- (5) 変更理由  
小売業者が変更となったため
- 2 届出年月日 平成28年4月14日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
- (1) 縦覧場所 秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間 平成28年4月19日から同年8月19日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成28年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名  
秋田市牛島東七丁目7番2号  
曾我住宅産業株式会社  
代表取締役 曾 我 一 義
- 2 道路位置指定箇所  
秋田市新屋田尻沢中町101番7
- 3 道路幅員 5.01メートル
- 4 道路延長 30.08メートル
- 5 指定年月日および番号  
平成28年4月26日 第1号

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成28年度第1号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成26年4月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類 農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで  
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。
- 3 縦覧場所 秋田市八橋本町六丁目12番1号  
八橋別館1階 秋田市産業振興部農業農村振興課  
ただし、5月2日以降は以下のとおり  
秋田市山王一丁目1番1号  
本庁舎3階 秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成28年3月25日付け秋田市指令第1579号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成28年4月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名  
秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下17番地1  
タウンハウスオオヤマ  
有限会社山尚  
代表取締役 大 山 久 尚

- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
秋田市河辺北野田高屋字黒沼下堤下109番1

秋田市公告

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第42条第1項および第47条の4第1項の規定により、秋田県収用委員会から裁決申請書、法第47条の3第1項に規定する書類およびそれらの添付書類の写しの送付を受けたので、法第42条第2項および第47条の4第2項の規定において準用する法第42条第2項の規定により、公衆の縦覧に供するため次のとおり公告する。

なお、法第43条および第47条の4第2項において準用する法43条の規定により、土地所有者および関係人は縦覧期間中に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、秋田県収用委員会（秋田県庁内）に意見書を提出することができる。

平成28年4月28日

秋田市長 穂 積 志

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道7号改築工事（下浜道路・秋田県秋田市下浜羽川字上野地から同市下浜長浜字芹沢道脇地内まで）
- 3 裁決申請年月日 平成28年3月22日
- 4 収用しようとする土地の所在、地番および地目

所 在	地 番	地 目		面積（㎡）		収用し又は使用しようとする土地の面積（㎡）	
		公簿	現況	公簿	実測	収用	使用
秋田県 秋田市 下浜羽 川字浜 平	89番	畑	山林	257	257.14	236.03	14.75

- 5 縦覧場所 秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部建設総務課
- 6 縦覧期間 公告の日から平成28年5月12日まで
- 7 縦覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第5条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成28年4月18日

秋田市上下水道事業管理者 高 橋 洋 樹

賦課対象区域

仁井田新田一丁目、牛島西一丁目、牛島東七丁目、千秋久保田町、千秋城下町、外旭川字前谷地、外旭川字水口、外旭川字八幡田、寺内字三千刈、寺内字イサノ、手形字十七流、手形字西谷地、広面字谷内佐渡、柳田字馬上田、柳田字川崎、柳田字佐渡端、柳田字石神、太平中関字川原、太平中関字下館、太平中関字本宿、



太平中関字平形、太平中関字堀内、太平中関字寺中、太平中関字宮沢、太平寺庭字寺庭、太平黒沢字稲荷、太平黒沢字館越、太平黒沢字平沢、太平黒沢字野崎、太平黒沢字蛭田、太平黒沢字砂子沢、太平八田字才ノ崎、太平八田字八田、太平八田字藤ノ崎、太平八田字上八田、太平八田字館ヶ沢、太平八田字田屋ノ前、太平八田字平ノ脇、河辺諸井字下川原、河辺和田字高屋敷、河辺神内字坂ノ下および河辺神内字鶴巻（別添図面（省略）に表示された施工箇所にした土地又は排水可能となる土地で、下水道事業計画区域内にあるもの）

